

第11日目（6月16日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝から大変ご苦労さまでございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 この際、お諮りいたします。清塚議員から、6月14日の一般質問の発言について、会議規則第65条の規定により不適切な発言であったという理由により、最後の質問その全部_____から、_____

_____の部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、清塚議員の発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

○議 長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 貴重な時間を頂戴いたしまして済みませんが、2点ほどございます。1点は、訂正のおわびでありますけれども、昨日、寺口議員の答弁の中でギフチョウの捕獲について、私のほうでは法律で一律禁止をされているということを申し上げましたが、これは法律で一律に禁止されているということではなくて、国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域について、自然公園法等で部分的に規制されているということでもあります。南魚沼市におきましては、越後三山只見国定公園の区域については、特別保護区域として捕獲に際しては届け出が必要ということでもあります。他の区域については法的規制はございませんので、寺口議員の自宅の近くにいるギフチョウは、法律の規制がないということでありました。私のちょっと思慮不足、知識不足でありまして、この点についておわび申し上げ訂正させていただきます。よろしく願います。

もう1点は、マスコミの方がいらっしゃるのであれですけれども、これちょっとよろしいですか。マスコミの方に、この報道はあす以降にさせていただきたいのですけれども。実はNHKで、あすマスコミ関係のほうに、プレスリリースがございます。本年南魚沼市兼続公まつり、7月17日から19日の3日間で行われるわけですが、それに合わせて7月17日に、NHK大河ドラマ「真田丸」のプレミアムトークショーというものを——今、全国で真田家ゆかりの地等で開催されているわけですが、我が南魚沼市は特に真田家とゆかりの地ではありませんけれども、プレミアムトークショーを南魚沼市で開催していただくことに決定いたしました。

おいでいただく俳優の方は、直江兼続公役の村上新悟さんと、それから真田信尹役の栗原英雄さんのお2人でありまして、会場は直江兼続公伝世館前に屋外特設ステージを設けまし

て、7月17日6時開場の予定であります。入場無料ですけれども、椅子席の200名については、整理券の配布を予定しているということであります。

今、この村上新悟さんが、容姿も演技もさることながら、その声で大変大ブレイクをしておりまして、当日は相当の混乱が予想されますけれども、明るい話題として、あすNHKのほうでプレスリリースされるということでもありますので、議会の皆さんにはお知らせしてもいいよという話がありましたので、一応お知らせを申し上げますが、よろしく願いいたします。以上であります。済みません。

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位 15 番、議席番号 19 番・今井久美君。

○今井久美君 おはようございます。冒頭、市長からうれしいニュースがありました。夏を楽しみにして、まつりに伺いたいと思っております。それでは一般質問をさせていただきます。

市政の課題について

市政の課題についてということで通告をさせていただきました。議会初日、市長の4選不出馬表明を聞かせてもらいながら、一つの時間が淡々と過ぎていくなというふう感じておりました。南魚沼版CCRC構想、ITパーク、人口減少対策、清津川取水問題——資料では「清津峡」となっていますが、「清津川」で通告してありますので訂正をお願いしたいと思います——水道事業の今後、地盤沈下対策など、思うところはいろいろあると思いますが、次期体制の取り組むべき課題について、壇上から伺って次に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 今井久美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

市政の課題について

今井議員からご質問いただきましたので、私の考えを少し述べさせていただきます。次期体制の取り組むべき課題ということでもあります。今ほどご質問にございました、CCRCあるいはITパークこれらの諸事業につきましては、人口減少問題への対策として、市が取り組む重要施策であります。事業成果に対しましてPDCAサイクルをきちんと行いながら、確実に進めていくということになるわけでありまして、やはり最大の課題は、人口減少問題にどう対処するかという点であろうと思っております。総合計画に定めますまちづくりを実現するということは、そのことで人口減少も最小限にとどめられるものだろうと今、認識をしているところであります。

社会減をどのように減らしていくかということにつきましては、やはり基盤産業であります農業、観光のほか多様な雇用の創出が不可欠でありまして、産業振興の施策分野に関係の深い課題であります。

また、自然減をどうやって増加に転じていくか。これは子育て支援あるいは福祉、教育こういう部分の環境の向上とか、そういう分野の問題でありまして、働く社会構造の転換といった大きな社会全体の課題だと思っております。特に女性の労働環境の改善、例えばM字型就業の問題、地域における男女共同参画の実現、ワーク・ライフ・バランスの促進、こういうことはこれからの地域や産業の維持にかかわる大きな課題とも思っております。

ご承知のように、国のほうは地方創生あるいは1億総活躍社会、こういう言葉で人口減少問題を地方に持ち込んで、現実として地方同士の競争、あるいは人口の奪い合いとまではいきませんが、そういうことを発生させているという感もなきにしもあらずであります。ふるさと納税もその一つでありまして、本来都市部、税収の豊かな地域からそうではない地方に税の再配分的なことを行うということで始めたわけですが、今やまさに地方対地方の争いが勃発しているということでもあります。商品、返礼品の豪華さを競って大変な状況だということでもあります。

結局かけ声はそうでありましたけれども、本質的にはどうも違う方向へ行っているのではないかと。地方創生あるいは1億総活躍という部分が、これの二の舞を演じるようであれば、まさに地方は衰退の一途をたどるということだろうと思っております。

しかし、そういう状況でありますので、私たちはやはりこれを飛躍のチャンスとして捉える。前向きに捉えていくということでもあります。理想のまちづくりというものを実現するための課題をしっかりと把握しておりますので、この機会を逃すことなく、産業振興、子育てあるいは教育環境の向上、健康長寿のまちづくり、これを進めていかなければならないと思っております。

行政ばかりではありませんで、やはり市民の皆様も一緒に「住みやすい南魚沼市のすがた」を目指して前に進んでいっていただきたいと思っております。

そういうことを念頭に置かずして、ネガティブな部分だけを捉えて、困った、困ったと言うだけでは何の前進もございませんので、その辺を次期の市長になられた方からは、市民もどもそういう方向と一緒に考えて進んでいけるような体制づくり、これをきちんとやっていただければと思うところでもあります。まずは地域の維持、そしてまちの発展、こういうことであります。

そのために何をやるべきか。これは初日でも申し上げましたように、自分なりにそれぞれの種はまいたつもりであります。これはこの後、芽も出始めておりますので、これをどう育てて刈り取って収穫としていけるか、果実としていけるかということが、非常に大きな課題だろうと思っております。

民間の皆さん方も含めて、それこそ6万総活躍で、大勢で知恵を絞っていただいて、これから皆さん方から一生懸命実りの秋、豊作の秋を迎えていただくようお願いするところがあります。具体的な部分につきましては、特にここでは申し上げませんので、もし、再質問等でご質問があれば申し上げますが、総体的には私はそういうふうをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 市政の課題について

今ほど市長さんから総体的な思いを語っていただきました。聞きながら私も、この地方創生は、ある意味で本当に一つの飛躍のチャンスだと。この議場でも何度も言いましたけれども、職員もトップも、市民の皆さんも、ひとつ考え方をこれで変えていかなければならない時じゃないかなと思っています。自分たちで一つ何かをつくり上げて、それを国に上げて認めてもらって、交付金をいただいて事業をスタートさせると。ある意味形の決まった国の方針に従って、自分たちが動くという時代では、もうなくなってきているのではないかなというふうに思っております。その意味で一つ具体的に挙げておきましたので、個々のことについてお伺いします。

南魚沼版CCRC構想ですが、この前、5月の会で三菱総研の松田さんがおっしゃっておられました。移住、定住をしてもらうその人たちのための方針を掲げるのは、今、住んでいる皆さんのことにも一緒に共通してよくなる、そういう政策であってほしいような話がありました。そういう方針は、根本のこの施策をつくっていく上で、南魚沼市の思いが国に届いたり、地域の皆さんが理解する上で大切なことだと私は思っています。その点をどういうふうに理解して今後また進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市政の課題について

先般の協議会の中で松田さんがそういうことをおっしゃいました。まさにそのとおりでありまして、目的はただ単に都市部のほうから、ただただ移住をしてきてくださいということは、それは1つではありますけれども、それは手段でありまして、目的はやはり南魚沼市がこのことによって産業の振興も図られ、そして若い皆さん方の定住につながる、あるいは若い皆さん方から南魚沼市にまたおいでをいただく。そういう産業の創造といいますかそういうものも含め、そしてやはり、南魚沼に今ある資源、今は浦佐地域ということ言っていますので、浦佐の新幹線駅から始まって国際大学も、北里もそして基幹病院、今までこの部分を大きく生かしきれたかということについては、大和町時代から含めてなかなか実効が上がらなかったわけでありまして。そこにこういう部分を持ち込んで、そして宝の持ち腐れだなんて言われないように、やはり地域も誇りを持ってこの部分をどんとアピールしていける。

そして、そのことによって市民の皆さん方も自信も持てますし、若い皆さんにとって一番はやはり雇用の問題でありますから、きちんとした雇用の場も確保できるように、さらには健康長寿ということ。これは日本全体でありますけれども、まだまだいくらでも社会貢献のできる皆さん方からこの地においていただいて、生き生きと社会貢献も含め自己満足度も高めていただく。これが理想の姿でありまして、そこを追い求めていかなければならない。これが目的だというふうに感じておりますので、まさにただつくってきただけからそれでいいよということではないわけでありまして、ご理解を——議員もご理解いただいているようでありまして、そういう思いでやっていかなければならないというふうに私は思

っております。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 市政の課題について

今、聞かせてもらいまして、本当に時間を追うごとにC C R C構想がいい方向に進んでいるなど感じています。今議会でも空き家対策、空き家バンクの話が随分出ました。こういうことも、これから空き家がある中、市内の人でも、移住定住した市の外から来る人も、こういう空き家も情報が公開されて、やはり人々が住みやすいそういう社会になっていく。そういうふうな方向になっていけばいいなと思っていますので、今現在進みつつある構想を、そのまま続けていってほしいと思っています。

そして、タイムリーだったのが、I Tパークの構想だと思います。非常にC C R CとあわせてタイムリーにI Tパーク構想が出ましたので、このI Tパークがこれからどんなふうに進んでいくのか、本当に楽しみでありますし、反面リスクも背負っていると思います。きのうの経済新聞でしょうか、台湾のI T産業が、これが世界のI T景気の動向を知る一つの指針だそうですが、ここのところ連続して減少傾向だというニュースが出ていました。I T産業というのが本当に一つの産業となって、この世界経済の中で定着してくるのか。また、ものづくりの中で一緒にその動向と合わせて進んでいくのか、この辺が本当にこれからの一つの捉え方だろうと思っています。

そんな中でI Tの中で参加する企業が、医療、農業、こういうふうな分野に非常に強い関心を持っているというお話がありました。この医療、農業に関心を持っているものについて、市は、民間の皆さんですから、この民間の皆さんでやることに、どのようにかかわってその方向づけをしていけるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市政の課題について

グローバルI Tパークの部分につきましては、今までそれぞれ申し上げてきたところでありまして、それから、今やもうI TからI C T。ここにコミュニケーション機能を備えた部分に移る移行段階であります。そのほかにはもう今度は人工知能ですか、あれはA Iだったか何ていったか、そこまで進んでいるということだろうと思っていますので、その開発、技術ですね。ソフトの開発等が世界の中ではもう熾烈に行われているわけであります。

そういう中で日本人は非常に優秀ではありますけれども、事このI T分野に限っては、なかなか世界に伍していけるような人材が少ないということは伺っております。国のほうもそのことを念頭に置いて、I T、I C T関連にもっともっと力を入れていこうと、今第3の矢の中のまた一つに入ってくるわけでありまして、

今、ご承知のようにインド、スリランカ、ここはもう世界の中でも、ケララ州なんかご存じのようにグローバルI Tパークということで相当な発展も遂げましたし、今現在その途上だということでもあります。今、おいでいただくことが決定しておりますのは、インド、スリランカが主でありますので、こういう皆さん方からこの地でそれぞれの技能を充分発揮して

いただいて、新しいソフトの開発も含めてやっていただく。それをやはり我々も学ばなければならぬわけでありまして、南魚沼市出身者であろうがなかろうが、ここをひとつ踏み台にして、自分たちで新しい技術開発を目指すということでもあります。

農業、医療ここは我々のところの大きな強みでありますので、特にインド関係の皆さん方は農業関連について非常に大きな期待と、そして希望を持っているわけでもあります。

我々が行政として何ができるかということになりますと、やはり、そういう皆さん方を結びつける役割です。我々が企業のお手伝いをどんどんしていくということではありませんけれども、その環境を整える。ここに住んでいただくわけですから。そのバックアップ体制こういうものを行政がきちんとやっていく。

そして、いろいろの面での発信ですね、情報の発信。これも相当行政が担う部分が出てくるのだらうと思っております。まだ私も全体的にどうだと言われても、ちょっと議員がおっしゃったようにリスクもありますので、そう大きなことを言えるわけではありませんが、これはきちんと進めていけば、本当に新潟県をあるいは日本を救うような産業構造に仕上がっていくのではないかと感じは持っておりますが、私の感じでありますので、そういうことでもあります。

ですから、我々が今なすべきことは、ここにおいでをいただいた皆さん方と地域とのかかわりの中、あるいはいろいろの分野での情報の交換、提供こういうことも含め、そして支援できる部分——例えば家賃がまだ高いとか、そういう部分についてそれは我々がまた考えてやっていければいけるわけでもあります。先般説明会みたいなのがあったときに、私が当初はちょっと行けなかったのですけれども、懇談会みたいなときですか、そこにちょっと出席させていただいて、今南魚沼市ではこういう例えば家賃がいくらでこうだということやっていきますけれども、おいでいただく皆さん方、あるいは迷っている皆さん方、これをもっともこの地に引きつけるために何が必要かちょっとおっしゃってくださいと。例えば投資する部分について、もっと行政のほうからバックアップが欲しいとか、そういうことであれば相談にはいくらでも応じますと、こういうことは申し上げてまいりました。

きのうもちょっと触れましたけれども、現地法人をこちらにつくって、そして進出しようということですので、その法人の設立の際に、いわゆる保証金ですよ、これが日本では500万円、これは国で決められております。片やドバイでは7万円という大変な差があるわけでありまして、こういう部門で何か我々でできることはないのか。今それは模索中ではありますが、そんなことも考えながら行政としてやれるべきことは全てやりながら、大きな構想に向かっての土台にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 市政の課題について

I Tパーク構想の私が非常にいいなと思っている部分が、やはり農業です。今、新潟市の特区の中でI Tを活用した農業というのをやられていますし、先日クボタがI Tを使っているいろいろ調整したりする農業を、これから発信していくというようなニュースも流れています。

南魚沼産ブランドのお米を維持していく、それもいいのですが、プラスやはりそういう分野がひとつ試的に、そういうことで他よりも先行できたらもっと強いものになるかもしれない。ここは山間地を含んでいますので、非常に難しいと思います。難しいのですが、その分野を強くしなければ、また追いつき追い越せ、ブランド米はいつ崩れるかわからない、そういうふうなものになるかもしれません。そういうふうな発展していったらいいなと思っています。

続いて私があまりよくわからない清津川の取水の問題についてお伺いします。今現在はどんなふうになっているのか。ときどき日報さんが報じてくれます。そのぐらいしか我々は知ることができませんので、今現在どんな状況なのか教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市政の課題について

清津川問題につきましては、今現在、5年ほど前でしたか、いわゆる水利権の更新の際に、暫定的に様子を見ましようということで、南魚沼市のほうが若干魚野川への放流の水を——全期間ではありませんけれども——この期間、この期間では、清津川のほうへどのくらい流しましよう。これに合意をさせていただいて、もう5年間は過ぎたわけでありまして、その間、魚野川そして清津川の河川の流況の調査、生物の生息関係の調査、全て実施をいたしまして、水量そして河川の流況、生物の生息環境、全て清津川に問題はないと、今そういう結果になっている。

しかし、清津川関連の皆さん方は、清津川の水は全部清津川へ返せというのが基本的な考え方でありまして。そこで、それは我々にとってはもう100年も前からこの河川環境の中で、この流量を見込んだ中で西部幹線用水も含めて、全部これは国が、農水省が、水利権を国交省のほうからとっているわけです。もう100年ですから、当然一つの形ですよ、これは。急にできたなんてものではない。その中でずっと我々はやっている。

ですので、我々のほうで例えば田んぼの面積が減って、それだけの流量が足りないじゃないかと、そういう議論もあります。そういうことも含めて、若干の譲歩をしながら今日までまいりました。

しかし、なかなかそれでいいよということにはなりません、では抜本的な解決策をどうするのだと。これは私と十日町市長と知事の3者会談で、抜本的な解決策をそれでは模索しましよう。その検討チームが出したのが、1つはダムです。今の三国川ダムの約1.5倍くらいの容量を持つダムを建設すれば、これはまさに抜本的に解決できる。そして東京電力の電気も、そのダムからの放流で、清津川からの水でなくて、それで起こされるという。

しかし、これについては、まだ漁業組合の皆さん方は、ダム建設には猛反対であります。そして、この建設費用は、1,000億円とも2,000億円とも3,000億円とも言われておりますので、今この事業を国が直轄事業としてやるなんてことはまずあり得ない。じゃあ、誰がやるのだということで、究極的にはここが抜本的解決策のこれしかないという部分です。

そのほかには、ところどころに農業用のため池——ファームポンド、それらをつくって農

業用水の確保ができないか。あるいは地下水を井戸を掘って、いわゆる魚野川から取水する水の足りない部分をそれで何とかできないか。これはできません。全部満足する水量は絶対に出てきませんので。まあ、一時的な手当てはできますけれども。

そういうことでその結果が出まして、先般それを協議会の中で報告して、じゃあどうするのだということでもあります。結論として、いわゆる抜本的な解決策を目指しつつも、魚野川も清津川もお互いの部分を尊重し合いながら、どれだけ水の相互利用ができたり、あるいはお互いが譲れるところがあるのかと、これをこれからまた検討しましょうということでもあります。

非常に長い協議の部分になります。河川の専門家も含めて、もうずっと調査をしてきて今の中で問題はないということになったのですね、今の中で。しかし、もう今になりますと、河川環境がどうだこうだということではなくて、清津川の水だから全部清津川へ返せという概念に凝り固まっている皆さん方もいらっしゃいます。関口市長さんも大変そういう意味では、ご苦労されていると思います。

東京電力はもう水力発電をやめるつもりは全くありませんので、このまま継続すると。ゆえに湯沢の発電所の崩落も含めて、これは平成31年か平成32年に全部改築し終えて、また新たにそこで発電をやっていくという方針を打ち出しておりますので、このことを継続しながらどこで着地点が出るのかというのは、非常に見通しは立っていないということでもあります。

ことしの渇水状況を見まして、清津川流域の皆さん方が、またどういう感想をお持ちになるか。これもこれからの一つの会議を進めていく上での大きな問題点になってはくると思いますが、いずれにしても今そういう状況でありまして、解決ができるという状況ではありませんが、険悪で水争いをするという状況でもない、という状況であります。

○議長 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 市政の課題について

お話を伺っておりまして、私もこの水系のほうに田んぼがあるわけじゃありませんので、こういう立場になって初めて、清津川の取水問題ということに関心を持つようになりました。市長がおっしゃるとおり、取水権をもとに耕地ができていますから、それを今さら清津川の水はみんな返してくれということでは、話が通らないものだろうというふうに思っています。やはり時間の経過なのだなと思っています。

中里の村長だったあの人が生きていたころにそんなお話が出まして、時間が過ぎて今、十日町の市になられて、やはり感情が少しずつ変わってきて、長時間かかるのかもしれませんが、我々は独自の考え方で魚野川の水で何とかできないものかということを探索しながら、この交渉は続けていくべきだと思います。

本当に今回の水不足、田んぼもかけないというそういう地域もあるわけですから、21日産業建設委員会が現地を視察するというのもあわせて、私はこのデータをよくとっていただいで、また交渉のときに使えるように、国、県、十日町市のほうにもわかってもらえる

ようにそのデータはしっかりためておくべきだと。

地盤沈下のときにも思いましたけれども、やはり、その困ったデータを蓄積して、それを持っていくというのが何よりも強い攻撃資料になるのだろうと思います。そんなことで、今度の水不足対策を十分資料としてバックアップしておいてもらいたいと思います。水道事業と地盤沈下対策については、市長の任期中にある程度の方向性をつけるというお話がありましたから、これはその経過を見守っていきたいと思っておりますが、今現在まだ方向をつける途中だと思いますけれども、水道事業と地盤沈下について思いがありましたら、お伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 市政の課題について

水道事業につきましては、きのう、おとといですか、ちょっと申し上げました。9月定例会には、水道としての大まかの考え方を提示させていただきたいと思っております。先般もちょっと触れましたけれども、20年先、30年先を言わずに、10年という区切りであれば、今すぐ水道料金は引き下げられます。しかし、それを実施して20年後はまた大変な状況になったとか、それが見えてくるような状況の中ではやれないということでもありますので、今、水道事業管理者を中心にPFI方式やいろいろのものも含め、あるいは今後の投資がどういうふうになっていくのか。そして、国からの高料金対策の部分ですね、この部分。ことしはちょっと危機的であったのですけれども、おかげさまでこれは大幅にクリアさせていただいて、交付税も想定の確か倍以上くる状況になったと思うのです。そういうことも含めて9月の定例会時には、方向性はある程度きちんと出せると。

そして、水道料金の値下げをどうするか。いつも言っておりますけれども、今までも下げてきているのです。消費税の3%は加えていませんし、福祉減免も含めてやってはいるのですけれども、なかなかそれが実感として出てきていないということでしょう。もとの高いわけですから。そういうことも含めて、じゃあ、下げるときに、ちまちまと5円、3円下げたなんていっても、全然市民の皆さんは実感として感じませんから。やはり下げるとすれば、1割、2割ということを考えなければならない。それで財政的にどうやっていけるのか、このことを今、検討中であります。

地盤沈下につきましては、私の考え方は——これは通るかどうかはわかりませんが、私の考え方は、今の条例を廃止して、やはり深い部分、100メートル超の部分には相当いい地盤もございますので、これは全部ボーリングの結果で出ておりますから、全域にその地盤があります。そして、そこからくみ上げる水は、大体今までの検証ですと、温度が確か1度か2度上がるのです。ですから、1度温度が上がると確か1割前後水の量が少なくとも、同じ面積を融雪、消雪できる、こういう結論も出ております。

しかし、そこから上げたときに、まだどんどんと地盤沈下が進むのだという状況ですと、これはなかなか簡単にそこにかじは切れない。ですので、大学の先生方や専門家からのご意見も伺いながら、今、副市長を中心にして進めておりますこのことを、どう実現していける

か、ここでありませぬけれども。

私の思ひは、もうこれは十分その役割を果たしたと。水なくして地下水なくしてこの地域のこれからの発展性も望めませぬ。どんどんと住む人がいなくなりますから。それをどう克服できるかというのは大きな課題ですけれども、私の考え方は一応そうでありませぬが、これが通るといふことではないですので、その検証を今、始めています。そして、これも任期うちには方向性はきちんと出したいと思っております。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 市政の課題について

地盤沈下についてですが、3月議会でお尋ねしたときは、秋ごろには副市長をトップにしたチームで方向性を出したいと、こんな話でした。9月ぐらいに、それも9月議会に、そういうふうな方向を目指しているのでしょうか。時期について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 市政の課題について

私の任期のうちに方向性を出して、そしてそれが理論的に裏づけができて、皆さん方にご報告できるというのは9月議会しかないわけですね。ですので、それを目指していきますが、先般も触れましたように、条例の改正も含めてこれはなかなか、全く廃止をするということではないわけでありませぬ、やはりある程度の規則的な部分、皆さんから心がけていただく、あるいはどうしてもそれをしていただくことはできないという部分は、やはり盛り込んでおかなければなりません。深度、いわゆる掘削深度ですね、この部分とか、条例の改正となると、ちょっと9月議会では間に合わないだろうと思っておりますが、でき得れば9月議会の中で、市としての方向性を出していきたいと思っております。

しかし、これも先般ちょっと触れましたが、専門の先生方がどういう見解をまとめて、納得のいくような、そして我々に示していただけるかというのは、これは100%それまでにやりますということではまだ確約を得ておりませぬので、なるべく早くということを担当部長のほうに今、申し上げているところであります。でき得れば9月議会には、きちんと市としての方向性を出していきたいと思っておりますが、ずれた場合は、はいさよならということじゃないですけれども、いずれかの機会に方向性が任期うちに出れば、皆さん方にはご報告を申し上げたいと思っております。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 市政の課題について

私が任意的に挙げた事例は、大体今お聞きした範囲で終わりになりますが、私の挙げた事例のほかに、市政のこれからの課題はこういうのがあるなというようなことがございませぬでしょうか。どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市政の課題について

細かく全部見ていけば、ある意味課題だらけということだろうと思っております。しかし、大局

的な方向について、今ここまで私がやらせてきていただいた中で、これは大きな課題だというのは、今、私の頭の中には特にありませんが、やはり一番の問題は、一般の市民の皆さん方が、どれだけ本気になって市政に関心を持っていただけるかと。選挙をやっても投票率は伸びません。市会議員の選挙でさえもそういうことです。こういう部分だと私は思っております。

そして、簡単に言うと、皆さん方も含めてですし、これから新しくなる方も含めてですけども、議会や行政を批判さえしていればそれでいいのだという風潮、これはやはり市民の皆さんももっときちんと考えていかないと、自分たちのまちですから。文句を言うなというのではないのです。建設的なことはどんどん言ってもらっていいのですけれども、そういう部分にもっともっと市民の皆さんが、どう関心を持っていただけるかということは、これは我々の市ばかりではないと思うのですけれども、政治の大きな課題だというふうに私は認識をしております。

結局そういうことが、東京都知事のような問題も引き起こしますし、簡単に言うとポピュリズムに走るということを戒めていかないと、なかなか財政なんかいくらあっても足りませんし、その意識をどううまく改革できるか。非常に大きな課題でありますけれども、次期の方にはそういうことにも英断を持って取り組んでいただきたいと思います。私も取り組んだつもりですけれども、なかなかそこにはまだ至っていないということだろうと思っております。

○議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 市政の課題について

今、思いを聞かせていただきました。聞かせてもらいながら、私もある点でやはり感じる場所があります。そんなことで次期の体制は進んでいったらいいのではないかなというふうにも思っていますので、以上で質問を終わりにさせてもらいたいと思います。

○議 長 質問順位 16 番、議席番号 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 おはようございます。傍聴の皆様ありがとうございます。通告に従いまして一般質問を開始いたします。

南魚沼市の教育政策の到達点について

井口市政のもとでは、残り 2 回の一般質問です。井口市政としての答弁を求めますし、12 月からの新市長のもとでの政策討論に関しては 12 月以降にいたしますので、次期市長がどのようにするかというような答弁がないことを期待いたします。

今回のテーマは、教育についてです。私は教育というものは、このように考えております。人が学校で学んだことを一切忘れてしまったときに、それでもなお、心や頭の中に残っているもの、それこそが教育だと思っております。

先日、息子と 2 人で山に登りました。山頂で、息子が夢を抱いているのかを聞き、私は納得をいたしました。親として、その夢を実現するためにはどのような過程を経なければならぬのか説明いたしました。勉強をしなければならないことに難しい顔をしていましたが、

私は息子とその夢をかなえてくることを期待して今後の指導をし、見守ろうと思いました。反対に、私にも夢があるかを聞かれました。恥ずかしながら私にも夢があり、私も息子にその夢を話しました。

かつて私は、学生時代に無謀にも、JAXAの宇宙飛行士の採用最終年で、条件の博士号の取得見込みを武器に、新潟大学の教授2名に規定の推薦状を書いてもらい受験をし、いいところまで行きましたが、荒れていた高校生のころの補導歴が理由で採用まで至らず、夢破れた話や、その失敗はどこにあったのか、そして後悔はどんなことなのかを話し、今はいつかエベレストの頂に立ってみたいということや、災害大国の日本に救難専門組織の創設が急務であること、その創設にかかわりたいということが夢だという話をしました。

当然その過程も説明し、費用の拠出方法や仕事と時間の調節が必要だということも含め説明をいたしましたところ、10歳ながらに理解をしてくれました。忙しい中でも息子との時間を必ずつくることを約束して、2人の夢の話を終え、下山いたしました。

いつしか日本の教育は夢がなくなり、理想だけが先に走っていつている気がいたします。南魚沼市の教育をいま一度見つめ直し、よりよいものにするためには、議員として現状を把握し、分析する必要があります。もう一度言いますが、教育とは人が学校で学んだことを一切忘れてしまったときに、それでもなお心や頭の中に残っているものだというふうに私は思っております。

南魚沼市の自然環境は、ほかの地域に比べて豊かなものです。その証拠に平成28年度版の学校図書社の小学校4年生理科の教科書には、南魚沼市の四季の様子が、八海山を中心に紹介されています。科学教育は初等・中等教育全体を見ても、子どもに対する知識の発達への期待ができ、理数系の学問の基礎となることから、南魚沼市は大いにこの分野の教育を推進すべきです。それだけ豊かな環境下にあるということです。これは執行部、議員各位も理解されているはずです。

一方で、言うまでもなく国内でも有数の豪雪地である南魚沼市ですが、雪や風土に関する社会・文化教育等の分野においてはどうでしょうか。この分野においても、他の地域にはない独自の文化や社会構造をこれまで形成してきました。

つまり科学、文化の2系統の教育軸をほかの地域に比べても、十分に引けをとらないもの、すぐれたものを持ち合わせています。これらの2系統の教育環境をいかに今後の教育政策に反映していくのでしょうか。教育政策の結果があらわれるのは20年かかることは承知した上で、今後の南魚沼市の教育政策について以下を問います。

1、南魚沼市が目指す教育のゴールとは何でしょう。2、ゴールまでの道のりと達成までの時間はどのように考えているのでしょうか。3、今の教育の中で雪国らしい独特なものはあるのでしょうか。具体的に行っていることがあれば説明ください。4、これまでの教育の結果、南魚沼市の教育水準は平均に対して、県内、国内に対してどのような位置にあるのでしょうか。5、今後どのように変化し教育水準は推移すると予測しているのでしょうか。目標や予測なしに作戦を実行することが正しいのでしょうか。

壇上からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 永井議員の質問にお答え申し上げます。

南魚沼市の教育政策の到達点について

教育は票にならないということがずっと言われておりましたけれども、なかなか今やそういう時代ではありませんで、一番関心事でもあろうと思っておりますし、永井議員からも今高邁な理論をお聞かせいただいたところであります。

具体的に1番からということでお答えいたしますが、南魚沼市が目指す教育のゴールとは何かということであります。これは書き物的に言えば、教育のゴールは、教育基本法第1条、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」これが教育基本法にはうたわれている。しかし、これは南魚沼ばかりではないわけです。

私もいろいろ考えてみましたが、教育というものについて、ゴールというのはあるのか。私は教育にゴールというものはないという考えに至りました。教育ということは、文字どおり教え育てるということでありまして。しかし、これは学校教育だけのことでなくて、今、議員がおっしゃったように、教育は学校で学んだことを全て忘れてもなお心に残る、あるいは実行していける部分があると。これは社会教育そして家庭教育、これらも全て教育になるわけでありまして。

教育という問題については、いろいろ書物を拝見させていただきますと、人類有史来到達点のない問題だとも言われております。当然ですので、ゴールには至っているところではないと。これをしかしゴールに至らないから何でもいいのだということではないわけで、ではどういうことを心がけなければならないかということ、我々も含めて持たなければならない。

そうしますとちょっと古い言葉になりますけれども、江戸幕府の末期に佐藤一斉先生があらわした、「少くして学べば、即ち壯にして為すこと有り 壯にして学べば、即ち老いて衰えず 老いて学べば、即ち死して朽ちず」。これを教えるほうも、当然学ぶほうも、お互いがきちんと念頭に置きながら不断の努力を重ねる。人生一生教育、学習でありますので、そういうことをお互いに思いながら、教育を施す側も、受ける側もやっていけるような環境ですね、心構え。これをどう南魚沼の子どもたちに、あるいは教育をしていただく方にも理解していただけるかと。このことがゴールはありませんけれども、教育という問題についての根本的なことだろうというふうに私は思っております。

それから、ゴールまでの道のりと達成までの時間です。これは学校教育に限って申し上げますと、ゴールまでの道のりというのは2通りあるのです。不易流行ということでありまして。いつまでも変化しない、本質的なものを忘れない、そういう中にも新しい変化を重ねている。これに取り組む。これを学校として教えるべき内容をしっかり教えていくということだと思

っております。

2つ目は、やはり時代の変化の中で、それぞれ昔はよかったけれども今はやらなければならない、教えなければならない、教わらなければならないという問題がございます。ソーシャルネットワークワーキングサービスとか、今のところこういう問題がある。我々の子どもたちは、こんなもの全くなかったですけれども、今やこれが主流ということになりますと、なかなか簡単ではないですけれども、時代の進歩とともにやはり身の回りの危険性やそういうこともどうすれば防げるのか。こういう部分も含めてきちんと教えていかなければならない。

ですので、道のりの達成という部分につきましては、先ほど議員がおっしゃった、学校で教えられた部分を、学問的な部分はすっかり忘れても、人間として本能的に体得しておかなければならない、体得できているという部分を、学校の教育の中でも不易と流行ということの中できちんと意識づけをさせるということが、これはやはり教育の中のある一つの道りであります。そういうことだろうと思っております。

達成までの時間と申し上げますと、我々が受け持つ教育は、小学校で6年、中学校3年で年数が限られております。ですので、義務教育という部分につきましては、あくまでも土台づくり、最終的な完成を目指すために社会教育、生涯学習の意義があるということを思いながら、今回の後期教育基本計画これも皆さん方で作成していただいておりますし、こうなりますと一つの区切りは、9年というか6年、3年です。そして、この教育基本計画は、5年ごとにやはり見直しをしていくというところでもありますので、時間的には1人の子どもをお預けいただいて、我々が9年かかってある程度までやはり仕上げていかなければならないわけです。そこが一つの達成点といいますか、そこまでの到達点でありますので、時間的にはやはり9年の中を区切りながらやっていくということで、いつまでだと言われても、これはずっと永遠に続くものですので、なかなか時間的にどうだということが申し上げられるところではありません。

雪国らしい特徴的なこととございますけれども、毎年降る雪が春には雪解け水として豊かな水、恵みを私どもにもたらしてくれるということ。それからその反面、雪は豪雪という中では、大変な災害も引き起こすということでもあります。学校では克雪、利雪それから楽雪の3点から、雪国の暮らしを考える学習を行っております。克雪では雪の中で耐え忍ぶということだけではなくて、市民の生活を雪から守り、より快適なものにするための除雪体験、あるいは消雪パイプの仕組み、地下水の関係、これらを重要な部分として教えております。そのほかにも重要無形文化財であります越後上布の雪さらしの工程、これらも学びながら、雪をテーマにした部分では、相当特徴づけているか——雪は全て降るところではこういうことをやるのかもわかりませんが、雪という部分から見ますとそういうところでもあります。

利雪の観点からは、この3月に発刊いたしました市の総合計画の中で、「自然・人・産業の和で築く安心のまち」の第3編、基本計画において、これからの取り組みの必要性を示しております。第2章、教育・文化そして第3章、環境共生、こういう中できちんとやっておりますので、ただ詳細について全ては今申し上げません。そういう特徴づけを考えながら、

南魚沼市だからできるということを合い言葉に、市の特性を生かして、雪に負けない、雪を利用してそして雪を楽しむ。こういう学校教育の部分に今、一生懸命取り組んでいるところでもあります。

南魚沼市の教育水準は、全国、県内でどのような位置にあるか。これは非常に難しいところでありまして、これは市の教育水準という前に、イギリスのある経済雑誌が40か国の教育水準の調査を行っております。ちょっと調査年度が不明であります、そう昔のことではないと思っています。その指標は4分野、質、量、知能、教育成果ということで、質については学校の自治度、選択肢の豊富さ、量については義務教育の年数、教師1人当たりの児童生徒数、知能では国際学力テストのスコア、そして教育成果では卒業率、それから読み方能力、雇用状態、これを全部調べた結果が、この中では1位はやはりフィンランドだそうでありまして。2位が韓国、3位香港、4位日本、5位がシンガポール、6位がイギリス、7位がオランダ、あとニュージーランド、スイス、カナダこういうふうが続いております。

この中で見ますと、やはり少人数学級、授業時間が短くて宿題の少ないフィンランドが1位であります。ペーパーテスト最重視の暗記型カリキュラムで、徹底的に勉強をする、させるという韓国が2位になっている。なかなかこう相反する結果が出ているところではありますが、これをどう考えるかというのは、教育委員会のほうとしても相当悩んでいるところでもあります。

そこで、具体的に県内の他市町村や、他の都道府県との比較はなかなかできない。県内の他の市町村でも他の都道府県でも、全ての児童生徒に一定水準の普通教育を提供して、義務と責任を果たすことのできる自立した人間の育成、これは当然です、努めている。

そういう中で、今どこの指標をとって南魚沼はここへいるよ、という部分が出せればいいのか。全国一斉テストなんかがありますね。これは確か比較ができると思うのですよ、比較はできる。県内では中くらいにいるとか、そういうことはできると思うのですけれども、この平均に対して全国県内でどのような位置にあるかということのを伺われても、なかなか簡単には出てこない。どういう調べ方をすればいいのかという部分もちょっとわかりませんので、今そのことについては具体的なお答えができないということです。

5番の、今後どのように変化して教育水準は推移すると予想しているかということでもあります。これからといいますか、今までもそうではありますが、市民一人一人がやはり教えていただいた、あるいは獲得した知識、技能を十分に発揮できて、それを発揮することによって人生の幸せを実感して、さらに次世代に引き継ぐことのできるような好循環の形成、このために教育の充実をもっともっと図っていかねばならないということでもあります。

教育基本計画を5年ぶりに見直して後期計画として策定したわけでもあります。これは教育委員会が中心になりまして、概要説明会を関係機関、各地で複数回開催しておりまして、7月28日には市職員向け職場内研修も予定をしているところでもあります。

我が市で学んで、我が市で育て、そして市を愛していただける、ここの発展に尽くしていただける。それがひいては新潟県の、あるいは日本国の発展につながるという思いを、志

を持っていただいた方が、どんどんと輩出してくるような、そういう教育行政を行っていかなければならないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

何か禅問答のようでちょっとよくわからないと思います、お互い。永井議員のおっしゃっていることも、それから今、私が答弁申し上げたことも、では何が具体的なのだと言われると、教育なんてところになかなか具体的という部分が出てまいりませんので、そういうことの中で、これからの再質問に期待をしながらお答え申し上げたいと思っております。

なお、教育関係の中の詳細な部分につきましては、その都度私のほうから申し上げますけれども、教育長等に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

再質問する前に何か禅問答のようなということで。確かにゴールはないということに関しては、私も理解できる場所ですけれども、教育というのは政策の一部ですから、ある程度可視化しなければいけない中でどうやって可視化するか。何か目標を設定して走らせないと、何か決まったルールの中で走らせないといけないという部分もあるとは思っています。先ほど比較しにくい教育水準が今どこにあるのかという部分に関しては、県内の統一であったり、全国統一の試験の結果があれば、ちょっとそれをもとに議論したいと思っておりますので、その結果をお知らせください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

それについては教育長に答弁させますので、お願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

今、南魚沼市では、市費で負担をしてNRTの標準学力調査を行っております。昨日、その結果がちょうど出ましたので報告したいと思います。50を基準に表現しております。平成26年度については、中学1年生、2年生、3年生とも、49から48台であります。そして昨年、平成27年度については、1年生が全国平均と同じ50まで上がりました。しかし、2年生、3年生については50まで届かない状況でしたが、今回とても喜ばしいことに、1年生が50.5、2年生が50.3、3年生が50.1ということで、日々の教育委員会の実践、学校の実践が実ったということで、これが全国並びに県の指標した中でわかりやすい一つの数値ではないかと。最新版の数値であります。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

わかりました。一つの指標としてかなり可視化できる数字があるということは、今後を考えていく上で十分な要素だと思います。残念ながら過去に50を下回っているという点に関しては、今の南魚沼市の学力、教育の水準をある一つの視点から見たらですよ、ある一つの視点から、それは平均下であると。今後その目指すべきゴールというのは、教育としてのゴー

ルは確かに見にくいものだし、見えないものかもしれないですけども、短期的な目標として、ゴールというか目標として50を上回ることを目指して、私たちは行けるのではないかと思うのです。

それがさっき私が言っていた、学校図書の教科書に4枚も城内中のあたりから撮った八海山の写真が写っているわけです。ここは日本にも代表されるような自然豊かなところがあるということが、教科書に紹介されちゃっているぐらいです。教科書に紹介されている自治体の子どもたちの学力が、平均以下でいいのかという話ですよ。今後そこをもっともっと上を目指さなければいけないし、最大が幾つなのかわかりませんが、少なくとも最大と平均の間ぐらいは目指さなければいけないのではないかと思います。その点いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

これは教育総合会議の中で出していく議題だろうと思っておりますので、私のほうからも概略的なことは自分の考えを申し上げますが、今、私もこの数値を初めて聞きました。全国一斉のテストの中では、何か前にもちょっと議場でも話しましたが、南魚沼の子どもはもう学力が県内で最低だとか、そういうことを今までの風説や定説としてずっと思い込んでいるのです。そうではないですよ。もうほとんど平均に近いところへいっています、ということも申し上げてきた。今度は全国平均ということですから、それがある程度裏づけられている。

そういう結果が出ますと、これを一気に80に上げろとか100に上げろとかは無理ですが、それはやはり100に近いほうがいいわけです。もし100とすればですよ。ですので、より一層の向上を目指すと。ではこれを60と設定するのか、70と設定するのか、55と設定するのか。ここは非常に難しいところでありましょうが、教育委員会のほうでそういう検討をしているとしたら教育長に答弁させますが、これからの検討になっていくと思いますので、その辺もし教育長が検討していたら答弁してください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

今月の末に教育委員会がありますから、この数値をもって次なる目標について設定してまいりたいと思いますが、今のところ、どの数値までという指標はまだつくっておりません。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

わかりました。そのある一点から見た視点というところでは、平均よりも上を、今後5年、10年で目指していってもらいたいと思いますし、それこそがある一つの教育政策になっていくと思いますので、私はそれを目指すべきだと思っています。

先ほど人格の形成、ゴールというところで話がありました。今回はゴールという部分の人格形成——私は勉強ができるということと、頭がいいということは、もう全然違うと思っています。ここでこんなことを言うのも何ですけども、ある意味勉強なんて勉強でしか

ないわけですから。別に東大を出たって、あほうはいるわけです……（「舛添さんがいました」と叫ぶ者あり）そういう声もありますし、別に中学校しか出ていなくても優秀な方というのはたくさんいるわけです。そういう意味で人格形成とか物事を、一点から見ないような子どもの視点の育成をしてもらいたいのです。

そのためには、先日、鈴木議員も言っていましたけれども、保育園から始まる幼児教育が、今後南魚沼のビジョンとしてどうあるのか。それは昨日答弁がありましたので、そういうものだというように理解していますけれども、一貫教育というものがどれぐらい重要なのかということも討論されていると思います。

私は小学校から一貫教育で上がってきていますから、よい部分も悪い部分も知っています。私の成績が悪いときに呼び出した担任が、私の父親と同じ担任で、私だけでなく父親も怒られたよ、なんてことを今でも思い出しますけれども。いい意味でも悪い意味でも、一貫教育はもろ刃の剣だと思っていますから、一貫教育の例えば悪い面に関して、何かご意見があるようでしたら聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

議員は小・中・高までのことをおっしゃっているということですか。（「はい」と叫ぶ者あり）これは私の考え方です。小・中はある程度いいと思うのですけれども、これを高までと言いますと、一貫した教育という部分では、それは私はいいいと思うのです。しかし、今高校に入るために、中学卒業生が必死になってやはり勉強するわけです。その姿勢がやや薄れるのではないかなという気がものすごくしているのです。それがいいということではなくて。

全部小・中・高一貫でやったときに、次は今度試験するというのは大学が待っているわけです。そのこと環境が全然ない中で育って、温室育ちがぼっと出ていかと言われると、私はあんまりそこには感心しませんが、ただ、教育的な観点からと言われますと、ちょっと私はわかりませんので、それは教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

南魚沼市は一貫教育をまだ行っておりません。現在の時点では、幼・小・中の緊密な連携ということで、この後も桑原議員からもご質問がありますが、中学校区単位、小学校区単位で、一貫ではなくかなりの連携の教育をしております。それで一貫教育のデメリット・メリットは何かというときに、今、走り出した部分ですから、よく見ていきたいと思っておりますが、湯沢が幼・小・中一貫です。私はいいい試みでありますから、じっくりと勉強させていただきたいと思っております。現実の部分からするといろいろ問題点があるのが、学校の先生方の、小学校の免許の先生だとか、中学校だけだとか、両方持っているという先生もいるのですが、まだまだ一貫に対応できる現場の体制ができていないということが問題点であると思っております。

そして、じゃあ、必ず一貫にしなければ子どもたちを幼児期から義務教育の9年間通して

見られないかと問われたとき、今、南魚沼市でやっている小中が緊密な連携をしながらやるという方法も、大いによさはある。かえって小学校単位、中学校単位で子どもたちをよく見ながら先生方が連携していくということも、一つの方法ではないかと思っていますので、今やっている南魚沼市の教育については、自信を持ってやっているつもりでございます。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

一貫教育に関しては、教育長がそのようなお考えをお持ちであると。市長に関しても高校を一貫教育にすることに対するデメリットというのはお持ちだということで、私もその点に関しては同意見です。私もいきなり大学受験しろとかいう話になって、かなり右往左往したたちですからよくよくわかります。

ただ、連携をどのような方法でとっていくのかということと、今までの方法がよいのかということと、今後それに対して発展性があるのかと。その点に関しては本当に議論していかなければいけない内容だと思いますので、湯沢学園を参考にしたり、ほかの一貫教育されている学校との比較をしたりして、何が南魚沼に一番フィットしているのかということを検討いただければなと思います。

そういう中で、さっきゴールという部分、人格という部分、そこは本当にこれから優しい子どもであったり、たくましい子ども、強い子どもに育ててもらいたいと思う中で、後期教育基本計画の概要版をさらりと見ると、例えば真ん中の学校教育、幼児教育の推進という部分に関しては、「意欲を高め確かな学力を育成する教育推進」と、結構大ざっぱなくくりで書いてあるわけです。これは具体的に言うとなんかということなのかというのが、先ほど言ったやはりこれから 50 を超える一つの方法になると思っています。

新潟県だけじゃなくて日本全国的に行われている、今の日本の教育というのは、必ず覚えさせるということが重要で、それから先の論理を展開するというのはちょっと難しいのではないかなんてと思っています。例えば一番代表的なのは九九なわけですよね。四一が四、四二が八、四三十二、確かにそこなのかもしれないけれども、うちでは冗談半分で「しさん」といった場合には子どもには「運用」と言わせるようにしているのです。では、その資産を運用するにはどうやってやるのか。市場の原理がわからなかったら、それがわからない。

それが覚える先のことで、それが親がしてあげられることで、教育というものがそこにもしかしたら何かできるのじゃないかなと。可能性を膨らませてあげるのが、先に生きている私たちの役目なのかなと思っていますけれども、そういう中で意欲を高めたりする、学力を育成する教育の推進という大ざっぱな中に、具体的な方法として何かお持ちであれば教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

その部分に入りますと、もう教育長に答弁させます。この後の質問も、もし議長からお許しいただければ、永井議員のほうから教育長なり、あるいは私なりというふうにおっしゃっ

ていただければこの手間が省けますので、教育長に答弁させます。（「はい、わかりました」と叫ぶ者あり）議長よろしく申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

永井議員のお話の中でも、学力の数値は結果であるからそう気にしていないという話がありました。南魚沼市の教育のあり方も、全国学力調査についてはその点数というよりも、結果に基づいて子どもたちがどこに苦手部分があってという分析のもとに、一人一人の子どもに対しての教育をやるということを目的としております。

その中で教育長として私は、今現在やっている南魚沼市の教育の中で素晴らしいというか、やはり人格の形成、教育基本法と同じであります。今、南魚沼市は市の中央に総合支援学校を南魚沼市立でつくって運営をしております。この特別支援教育の学校ができてから、各学校に及ぼす子どもたちの人格の形成、やはり思いやり。思いやりができてこそ学校の雰囲気がよくなり、学ぶ姿勢が出てくると思っております。

そういう子どもたちにとって居心地のよい環境をどうつくれるかが勝負であるというふうに思っておりますので、南魚沼市が中心に据えている特別支援教育、それと国際理解教育、それからタブレットを使ったコミュニケーションをやる情報化の教育ということで、その結果として学力の数値が上がるものというふうに考えております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

わかりました。そういう意味では意欲を高めるという方法も、私は数値を気にしていないわけではなくて、数値も人格の形成も、人間としての成長も両方追い求めてもらいたいなと思っておりますので、今後そのようなことを推進してもらいたいと思います。

南魚沼市が目指す教育にゴールはないというところで、ゴールはないのです。ゴールがない中で幾つか施策がある。その1つがグローバル人材の育成と書いてありますけれども、グローバル人材の育成って大ざっぱ過ぎて、何のことだかさっぱりわからなくなってしまうのです。教育長、グローバル人材の育成は、どんなことをされていて、どんな効果が出ているのですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

先ほども言いましたように、南魚沼市の教育水準というときに、私なりに比較した中にいろいろ県内を視察した中で、国際理解教育の取り組みについては、自慢できる取り組みであると思っております。この部分から波及しまして、中学生の海外派遣が9回目になります。南魚沼市の中学、高校生が200人を超える海外を体験しております。こういう海外に出たの体験、市内においても国際理解を活用しての体験並びに学習が、地球単位で世界平和を考えられる人格、人材をつくるというふうに思っております。

南魚沼市が国際理解教育に取り組んだ一つの目的は、国際大学がある中で50か国もの国一

一紛争している学生がその中にいるけれども、学生たちは世界平和を望みながら勉強していると。紛争している国の学生であっても、一つの学びという中に、世界平和、平和を学ぶという部分が、私としてはグローバル教育というか、世界的な地球単位での学習につながっていると思っていますし、それを目指して進んでいるつもりでございます。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

教育長がグローバルということをどのように理解しているかはわかりました。海外に行かせている事業があると思うのですけれども、これは予算のときにも質問しましたが、ユージーンですよ。そのときにもちょっと私、嫌みも込めてCCRCのことも勉強させに行っているのですかと言いましたが、なぜユージーンで、ほかの候補地はないのですか。もう一回、教育長お願いします。

〔「教育長ではなくそれは私が」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

これはユージーンに限ったということではなくて、この事業を始める際に、私が農業青年大和という会の中で——これは言うておきますけれども自費ですよ——1週間から10日ぐらいでしたか視察にアメリカのカリフォルニア州に行ってきたのです。そのときに感じたことが、何せあちらの農業をやっている方々の農業に対する感覚と違いますか、もう日本にはないものを持っている。一番やはり私が感激したのは、これは日本からの移住者的な方でチノさんという方です。農業は神の次に尊い職業だということをおっしゃって、農業をやっているのです。そういう精神を子どもたちに学んでもらいたいと。そういうことでカリフォルニア。

しかも、そのときに農業青年大和の中で引率していただいた方が赤坂さん、国際キャピタル航空ですか、でその方をお願いをしまして、アメリカの中でまずアメリカ人の考え方——あの国は日本の10分の1ぐらいですよ。うちは起源2,600年と言っていますから、天皇が出てから2,600年もたっている。あちらは200年ちょっとですから。そういう中でも非常に考え方がグローバルでですね、まさにグローバル。そしてすごいのです。そこを学んできていただいて、別に農業の技術をあっちへ行って学べということではなかった。

今、ユージーンに行っているのは、そういう皆さん方がいらっしゃる場所にホームステイをさせていただいているのです、農家のところに。そういうことの中から学んできてくださいと、その思いですと続けてまいりました。友好都市もあるじゃないかとか、いろいろな話がありますが、ここの基本を学んで、そしてそれぞれ今度は自分で行ってみたいところへ行ってもらおうほうがいいのだらうと思っております、今まだそうして続けております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

カリフォルニアへ視察に行つてユージーンというのは、何か……（「すぐ近く」と叫ぶ者あ

り) 静岡へ視察に行つて南魚沼市と言つているようなもので、何か距離感とかきちんと考えてほしいなと思つたところですけども。

日本人が英語を学ぶべきの理由というのは恐らく3つあると私は思つているのですけれども。まず、英語というのがもつとも凡庸的な言語であるということは、今、市長がアメリカの話をしてわかると思つます。英語を学ぶということは、実は日本を知るきっかけになると思つます。私もナイキという会社のグローバルマーケティングに派遣されて行つてみると、おまえの住んでいるところはどなんだと言われて、それをあまりうまく英語で言えないわけです。そのために改めて日本を勉強するということもしていましたが、英語というのを学ぶことは、本当に日本を知るということにつながる。さっき市長が言つていた、私たちの起源は何千年だということも含めて、日本を知るいいきっかけになるんじゃないかと思つています。

これは一番重要なのは、多文化を知るチャンスが増えるということだと思つているのです。先ほど教育長の答弁の中で、国際大学は50か国の国が、しかも紛争している中でお互いに尊重し合いながらそこで学びをしていると。世界には多様性があるということを理解させる一番の方法だと思つているのですけれども、検討課題としてユージーンじゃないところも今後考えなければいけないと思つているのです。子どもたちを多感な時期に海外に行かせて、何をがつんと心に残すか。それは私がさっき言つた、学校で教わつたことを全部忘れたとしても心に残っているものが教育なわけです。それを求めるのであれば、私たちの姉妹都市にいいところはいっぱいありますよね。セルデンだったり、リレハンメルだったり、アシュバートンだったり、ここも検討されないのですか。例えばスイスに行けばこんなに青い空が広がっているというのは、理化学的に言つてもスイスでなかったらあの青は出ないですよ。日本ではあの青は出ないのです。何でこの青がこんなに美しいのか。何でこんな高いところに人が住んでいるのかということだつてわかると思つます。

この間、ユージーンに行つてみましたけれども、南魚沼に似ているなと思つました。似ているなと思つましたけれども、特筆すべき大きな差というのを感じなかったのです。多感な子どもに何かを学ばせるのに、が一んと特徴のあるところに連れていったらいかがでしょう。どうでしょう、その点。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

これは別にどこに行くなということ言つているわけではないのですけれども、私が先ほど申し上げましたように、アメリカという国は開国してから200年とかそういう歴史の浅い国でありますけれども、あそこに住んでいらっしゃる皆さん方のフロンティア精神といいまつか、これはやはり日本人は相当学ばなければならないと思つているのです。日本は島国の中でありまつか、なかなかそういうことが育たないのかもわかりませんが、そういうことです。

ですので、私は自分でも行つてすごく感じてきたことがあつたので、カリフォルニアあるいはユージーンはそのすぐ近くです。あそこに行つてもらいたい。ことしで10回目になるの

か、9回目か。私はこだわりを今まで持ってやってきましたけれども、それこそそう言うなと言いますけれども、次の市長がどう考えるか。それは来年のことまで私はいませんので。

すごくやはり、そしてホームステイをさせていただく。ホームステイをするという部分についても、赤坂さんという方が非常に厳選をしてきちんとしたところを選んで。今、ユージーンの子どもたちがことしもまた来るのかな、2年に一度ぐらいこちらもおいでいただいて、そういう友好関係もできてきているということでもあります。ただ、ユージーンに限るとかそんなことは私も言っているところではなくて、引率していただく方とにかく南魚沼の子どもたちがきちんと自分の将来を、そして自分の今を感じられるようなそういうところにやっていただきたいということは申し上げているところでもありますので、来年以降お楽しみにしてください。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

わかりました。今の件に関しては、次期市長に委ねてもよいのではないかなと思いました。とにかく海外派遣するということが一部の中学生に与えられた権利なのであれば、南魚沼市に住んでいる子どもの権利だとすれば、もう思い切って自分の無力さを知らせてあげればよいんじゃないかなと思います。

私の経験から言うと、高校の修学旅行が、1か月間アメリカの東海岸をずっと回るということだったのですけれども、学校の英語の先生がオムレツを頼むのに全然通じなかった。私が水を頼むのに全く通じなかった。学校の先生が偉そうに学校で英語の授業をしても、実際行ってみたら何の歯も立たなかったということに、先生も笑っていた。私も笑っちゃった。そこである意味先生も人間なんだなと思って、一体感が増したところですが、いろいろありました。ニューヨークのブルックリンの橋を渡ってみたくて、渡ってみたらおっかない人にナイフを突きつけられて3万円取られてしまったという苦い思い出も、そういう自分の無力さを知りました。粹がっていましたが。そういう体験を——そんな危険な体験はさせなくていいですけれども、もっともっと自然体験も含めて子どもたちにがーんと強烈なインパクトを与えてもらいたいと思います。

グローバル、今派遣の話もしましたけれども、受け入れ。派遣できなかった残りの子どもたち、その子たちにどういうグローバル化をするかという点も今後の課題だと思います。その点に関してはいかがでしょう。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

当然市内全域の子どもたちに海外派遣というチャンスは与えられたわけですが、夏の海外派遣のほかに春に数名ではありますが、カナダのビクトリアというチャンスもあるし、夏の英語合宿ということで国際大学の学生に協力してもらいながら、中学生と小学生の夏期合宿ということで、それぞれ1日体験夏季学習があります。全員に強制的にということではできませんが、そういう企画もしております。

そして、教育特区で取り組んだ全小学校に国際大学の留学生から行っていただいて、そこでは多文化交流、異国の文化を学ぶということで小学校全域において実施しておるのが現状でございます。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

わかりました。行けなかった子ども、残った子どもに対するグローバル教育というのがどういうものかわかりました。恐らく 70 ページにあるイングリッシュ・ビレッジとイングリッシュ、インターナショナル・ビレッジの授業だと思うのです。これは 365 日あって、たった 1 日ですか。それが非常に残念ですけれども、たった 1 日だったら強烈な印象を残すぐらいの。

私ね、ちょっとこれはきちんと紹介したいと思っているのですけれども、南魚沼にも、ものすごくグローバル化された人材がいるなど思った瞬間がありました。2 年前の夏の兼続公まつりです。私が息子の手を引いて歩いていたら、みんなお六流しをしているわけです。浴衣を着て私を見つけて、「永井さん、dance together」と言った方がいたのです。英語としては正しくはないのですよ。Join us が恐らく一番スマートな英語だったと思うのですけれども、この人グローバル化しているなど思ったのは、周りに外国人をいっぱい連れて踊っていたわけです。いやあ、すばらしいなど。言葉の壁を乗り越えて自分たちの文化を多様性のある外国人に対して紹介している。すばらしい人材だなど思いました。これがその外国人に囲まれた写真です。これ、教育長、あなたですよ。こんなにすばらしいグローバル人材がうちのトップにいるのに、1 日ですか、教育長。

○議 長 教育長。

○教育長 南魚沼市の教育政策の到達点について

企画としては 1 日ではありますが、南魚沼市は国際大学の学生がいるということで、チャンスがあれば日々の生活の中でそういう体験ができるというのが南魚沼市になっておりますので、365 日の中で展開しつつ、今、回数が少ないと言われた濃さのある企画は、1 回のみならず回数を増やしていきたいなどは思っております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

今、1 つの例を挙げたところですが、こんな笑顔をして踊っているなんてすばらしいじゃないですか。こういう大人も含めて育てていくこと、言葉には壁がないんだよ、そんなの関係ないじゃん、言語なんてしょせん言語でしかないのですよ。1 歳の子どもが、ああ、ああ言っているのだから言語、3 歳の子どもが二、三語つながるようになったのも言語、私が今しゃべっているのも言語、他国の人しゃべっているのも言語。ぜひ、南魚沼のグローバル化というものを、もっともっとよい形で推進していってほしいと思います。最後にもう一度、南魚沼が目指すべき、学力も含めての教育、そこはどこにあるかお聞かせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育政策の到達点について

わかりやすく言うと、私は「不登校ゼロ、いじめゼロ」を、わかりやすい言葉で今、26校の校長先生と合い言葉にこれを目指しております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育政策の到達点について

はい、わかりました。私が今回一般質問で討論した内容も、今後いろいろ部内で討論していただいて、後期教育プランというものに加えられるものがあるようだったら加えて、南魚沼の教育をよりよいものに仕上げ実行してください。終わります。

○議 長 休憩といたします。再開時刻は11時30分といたします。

[午前11時10分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時30分]

○議 長 質問順位17番、議席番号7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

連続性のある幼保・小・中連携教育の実現をということで質問させていただきます。

市内の保育園、小学校、中学校の視察をさせていただくと、学校ごとの特色を感じることができ、その主な特色とは地域性がつくりだすものであり、3町が合併しても失ってはいけないものがしっかりと学校教育の中で生かされています。この特色を生かした教育こそが人間形成の上で非常に重要であり、地域にとっても将来的な財産になることは明らかであると思います。

私はこれまでに小中一貫教育について視察を重ね、その重要性を訴えてまいりました。市の方針は他市のような校舎の一体化はしないが、その重要性を認識し、小中が連携した教育を推進していくというものです。幼児期からの南魚沼市の特色を生かした教育は、もっとも重要である人づくりに対して非常によい成果が期待できる反面、中学校が大規模化することにより、進学した段階において連続性が失われる恐れがあります。

今回は4月に示されました後期教育基本計画に基づき、小中の連携した教育に幼保を加え、連続性のある教育の重要性について議論してみたいと思います。以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 全部、1番から7番まで。

○桑原圭美君 **連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を**

失礼しました。1、幼保と小学校の連携の必要性についての認識。2、少子化に即した幼児・児童の個々の特性を把握した一貫性のある指導の重要性。3、この問題に関する子育て支援課と教育委員会の連携。4、保育士・教諭等の指導力の向上。5、発達障害を含む全ての障がい者に対する幼保から小中への連続性のある教育の提供。6、小中連携の学習支援と図書館の充

実。7、小中連携によるキャリア教育の推進。以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 桑原議員の質問にお答え申し上げます。

連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

連続で教育問題で、しかも相当高尚な部分でありますので、私のほうからはさわりで。議員にお願いしておきますが、全体的なことは私のほうで申し上げますが、この後の再質問の中で個々具体的な部分になりますと、教育長に答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

まず、1番の幼保・小学校の連携の必要性であります。幼保、小の連携、加えて中学校までの連携、この必要性については十分認識をしているところであります。教育基本法第11条、そして学校教育法の第29条、同じく第45条、この規定からもおわかりいただけますように、幼保・小・中の教育活動、これは連続したものでありまして、連携して教育活動を行い、そして将来の南魚沼市を担う人づくりという観点から見れば、幼保、小学校そして中学校が連携を図るということは非常に大切だということと考えております。

この課題になりますけれども、今、発達障害を抱える子どもの数をご承知のように年々増加してきております。この発達障害につきましても、対応が早ければ早いほど将来的に不登校、暴力行為、非行、反社会的、非社会的行為、こういういわゆる二次障害を防ぐことにつながるというふうに言われております。そういう中で各中学校の取り組みを予算面で支援していくということが、今後検討していかなければならないことだと思っております。

この連携におきまして、家庭の協力を欠くということができないわけでありまして。一番大事だと思っております。子どもの貧困問題、これらを取り上げられておりますけれども、そういうご家庭への支援、このために福祉課あるいは子育て支援課との連携を図りながら、より一層効果的なこの連携を行う必要があるというふうに認識をいたしております。

少子化に即した幼児・児童の個々の特性という部分であります。一人一人の児童・生徒の実態を正確に把握するということは、非常に大事でありますし、これをやるということになりますと、いわゆる教師の人的な部分ですね、才能ではなくて配置、数の部分です。そうなりますとやはり予算面が出てくるわけでありまして、これは非常に厳しいものであります。そういう中でこの授業形態の工夫が必要だというふうに専門家からも言われておりまして、学校のほうでは学習内容によって一斉授業、あるいはグループ学習、もしくは個人でじっくり考えさせる個別学習、これはさまざまな形態での授業を行っているところであります。

グループ学習、あるいは個別指導が行われるときに、可能な範囲で担任が支援を必要とする児童生徒のところに出向いて指導いたします。チーム・ティーチング、こういうことであります。これはご承知のように複数の教師が連携しながらという部分に入ってくるわけです。これを行って、手分けをして指導に当たっていただく、あるいは学習ノートを介して個別指導を充実させる、グループ内で児童・生徒が互いにスモールティーチャーとして子どもたち同士で教え合う学習形態、こういうものを取り入れて工夫をして、こういう活動を学校に今、提案を

しているところであります。

3番の問題であります。子育て支援課と教育委員会の連携ということになりますと、この連携につきましましては、主に5歳児——これは年長児です——について各小学校と連携を図っているところでありまして、保育園から小学校への訪問、あるいは各種行事への参加、小学校からの保育園の訪問、これらを行っております。

さまざまな問題を抱える家庭には子育て支援課がかかわっておりまして、家庭内暴力、養育放棄、そして虐待、経済的貧困、こういう内容。こればかりではありません、多岐にわたっております。年に複数回要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催して、子育て支援課、学校教育課、保健課、児童相談所、保健所、これらが支援状況等の打ち合わせを実施しているところであります。現状ではこうした会議及び日ごろの情報交換をもって連携として、新たな部署をつくるということは、今のところは考えておりません。後期教育基本計画8ページに記載されております教育委員会の組織の見直しに関しましては、当面の取り組みを行う中で随時点検を行って、必要であれば手直しをしていくということでもあります。

この問題については、昨日どなたかにお答え申し上げましたが、いわゆる一般行政部分を教育委員会部局に編入するというのではなくて、同じ執務の状態の中で、同じ場所に同居をさせると、こういうことは可能であろうと思っておりますので、今後必要に応じて考えていただかなければならないと思っております。連携を取るためにです。

保育士・教諭等の指導力の向上ということではありますが、保育士の研修につきましましては、毎年度専門研修に参加して指導力の向上を図っております。保育士と教職員の研修会、これも年間計画で策定されておりまして、特に年長児クラス担任はこの研修会に参加して、小学校就学に向けての指導方法を研修して連携を深めているところであります。

幼保連携型認定こども園この施設では、公開保育を計画、実施している園もありまして、指導力の向上に努めております。また、臨時保育士の資質、指導力の向上を目指しまして、これもご承知かと思いますが、昨年度から始まりました、子育て支援員研修に参加をさせております。この研修は国家資格を有する保育士とは別であります、県等の地方自治体が実施する全国共通の研修で、保育における基礎と専門知識・技術を習得し、修了証書により県知事等から認定をされて、全国で通用する資格となっております、今、当市では11名が受講したところであります。

教諭にしましては、義務教育課、県の教育センター、中越教育事務所、これらの機関が年間に相当数の研修会を開催しているところであります。また、市といたしましては学習指導センターの講座、あるいは学校訪問、これらを通して指導力の向上を図っております。また、校長先生につきましましては、児童生徒だけでなく、教職員も育てるというこれも大きな役割を担っておりますので、校内でさまざまな職員研修を行っているところであります。こういうことをやっても、最後はやはり人、個々の教職員がみずからの力量アップに向けていかに努力をしていくかと、自己研さんを重ねていくかと、こういうことになりますので、個人の努力に大いに期待をするところであります。

発達障害を含む全ての障がい者に対するこの部分であります、1歳6か月、3歳などの乳幼児健診時に保健師、臨床心理士が問診、あるいは会場での様子から、子どもの心身の発達について気になる保護者に対して対象児童へのかかわり方の指導、あるいは不安や悩みについての相談を行っているところであります。

子育て支援センターでは、乳幼児健診等で把握いたしました発達に遅れのある子ども、その保護者を対象に、遊びをとおして実施を促す、発達を促す遊びの教室も行っております。また発達障害等困り感のある子どもの対応として、総合支援学校が中心になりまして、多職種の専門職によりますチームの訪問・コンサルテーションといたしまして、保育園、学校等の巡回訪問のことであります、UD支援事業を行っているところであります。

それから、発達障害を含む障がい等でかかわっていた児童が小学校へ就学する際には、在籍しておりました幼稚園・保育園から情報提供を行って、途切れのない支援ができるようにしているところであります。

学校も当然でありますけれども、障がいのある児童生徒への連続性のある支援については、相談支援ファイルと個別の教育支援計画を活用して、これもやはり切れ目のない支援を継続しております、通常学級に在籍している障がいのある児童生徒への対応、これにつきましては学級担任、あるいは教科担任を中心に学校全体で支援体制を構築しているところであります。

文科省のほうでは障がいのある子どもを小学校から高校まで一貫して支援し、進学や就労につなげるために個別のカルテの作成を、次期学習指導要領で義務化することを検討しておりますので、南魚沼市でも幼保・小・中の連続性の重要性から、個人カルテの導入を検討しているところであります。

総合支援学校特別支援教育推進室、これは小・中・高の特別支援教育で困った際の教育相談に応じておりまして、学校の相談機関として機能しているということでもあります。今後も南魚沼市の特別支援教育においてますます重要な位置づけになるだろうと期待しているところであります。

小・中連携の学習支援と図書館の充実であります。これにつきましては非常に重要なことでありまして、きょうの新潟日報にも大きく紹介されておりましたが、そういう取り組みも一緒になってやっているということでもあります。

学習習慣このことは、小学校も中学校もやはり家庭学習を充実させるということが急務だろうと思っております。家庭学習の中で、ただ単に2時間すればいい、3時間すればいいというその時間を増やすということにこだわりがちでありますけれども、それは重要であります、それ以上にやはりこの質を向上させることが重要だと思っております。簡単に言いますと宿題として出されたプリントを埋めるだけということではなくて、やはりそれを解いていく中で参考書、あるいはインターネットの情報、これらを読み込み、ノートに書き込むと、こういうことで新たな知識を得たり、疑問点を再確認したりする。そういうことの中で学習した内容を補充、あるいは進化させる。こういう学習方法を小・中が連携して行うことが重要でありまして、進めていきたいと思っております。

図書館と学校図書館の連携の進展も、今ほど触れましたが、あります。この中で両施設間をコンピューターでつなぐ情報管理システムの重要性については、議員の提案のとおり今後早急に検討しなければならないと思っております。平成27年度に実際検討した経緯がありましたが、システム構築の精査を図る課題がありまして、現在まで一時中断しております。平成29年度の事業化に向けて検討を再開しておりますので、これは関係部局と協議を行っていかねばならないと思っております。

小中連携によりますキャリア教育の推進ということでもあります。後期教育基本計画のコンセプトは、南魚沼市だからできること、あるいは南魚沼市だからやらなければならないことと、これを教育活動の中でどのように具現化していくかということでもあります。キャリア教育についてもそれは同じでありまして、質問でございます、この地の特性を生かしながら、将来この地に貢献できる人材を育てていくこと、こういうことだと思っております。教育委員会の考え方ときちんとマッチングしておりまして、今年度と来年度、南魚沼市は新潟県が推進しておりますキャリア教育推進事業に手を挙げて本腰を入れて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。私のほうからは以上であります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。

開催時刻は1時10分といたします。

[午前11時45分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

先ほど1回目の市長からの答弁は非常に的確にいただきまして、大分再質問はスムーズにいききたいなと思っております。

1問目の幼保と小学校の連携の必要性についての認識ということで、認識を問うて私の思っていることとほぼ近い回答を得られましたので、この部分は終わりにしたいと思います。

2番目の少子化に即した幼児・児童の個々の特性を把握した一貫性のある指導の重要性ということで、教育基本計画には児童・生徒一人一人の実態に応じた少人数指導とあります。先ほどの答弁では、一人一人の実態に合わせた個別指導やグループ学習等の工夫が必要だと市長が答弁しておられました。まさに人的、数的な充実が課題であるというふうに市長は答弁しております。まさにこの部分なのですけれども、少子化の今だからこそ一人一人の詳細な実態把握による丁寧な指導が可能であり、また必要だと思うのですが、この部分に対しての予算的な配分を増やすべきだろうと私は思っていますが、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

教員の数という部分につきましては、これは私どものほうでいかんともし難い部分があるわけで、しかし今までも特別支援的な部分も含めて、教員という形ではないにしても介助員とか

そういうことの中で、相当単独で相当多額な予算をここにつぎ込んでいるわけでありまして。今後、教育委員会がこの教員という部分に限って、どういう人員配置を望むのか、これらをきちんと精査した上で必要であれば当然やっていかなければならない。本来は国がやるべきことでもありますけれども、これは今後の教育委員会のほうのチームティーチングですか、こういうことも含めて、それでもなおやはり子どもの実情にそぐわないと、教育的には非常に欠陥が出てくるということであれば、これは予算だどうだと言っている問題ではありませんので、措置をしていかなければならないと思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

本来であれば国でやるべきことかなと私も思っております、この辺は推移を見守ってまいりたいと思っております。

次に（３）に入ります。昨日も同じような問題意識での質問がございまして、市長の答弁はそのとおりかなと思っております。特に厚生労働省は多忙だということで、省内での分割案さえ今あるそうであります。国の機関が一体化するというようなことはまず難しいわけですし、仮に一般財源化されてデメリットも公共団体には生じるわけですので、この辺も推移を見守りたいなどは思っているのですけれども、先ほどの答弁の中で教育委員会組織の見直しについて市長は触れられております。必要に応じては随時点検して見直していきたいというような、非常に柔軟性のある考え方が示されたわけですが、では見直しの検討というのはどれくらいのサイクル、例えば半年であるとか四半期であるとか、こういったタイミングで見直しを図っていくのかをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

教育委員会の組織の見直しという点につきましては、まだ具体的に我々のところに教育委員会のほうから届いてはおりませんが、今、教育委員会のほうで検討しているという状況があるとすれば、教育長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

機構改革までの大きな検討は、具体的には進んでいません。ということは、市長も別の方の答弁で教育委員会が居場所としてどこかという方向が今流動的ですから、それに合わせながら検討していきたいと思っております。一つ教育費はかなり多くの教育費をつけていただいている中で、我々は教育委員会としてやらなければならないのは教育費を上積みしないで、工夫した中で、いかに人員を確保できるかということです。一つ今、検討しているのは、ここで地元の出身の校長先生が多く退職されますもので、この方たちを有効に活用する方法を、今、考えています。まだ市長に具体的には相談はしていませんから、今のところの私の考え方としては、今、県からいただいている割愛の先生を、その地元のOBの先生方にチェンジできないかというような検討は内部で始めていますが、きっちりまとまってから市長と相談してまいりた

いというふうに思っています。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

はい、よくわかりました。地元の教員のOBの活用というのは、非常にいいことだと思っておりますので、期待しております。

次、(4)の質問に入ります。保育士・教諭等の指導力の向上というところも基本計画に含まれているわけですがけれども、先ほどの答弁で研修会等が非常に充実しているということがわかりました。特に臨時職員への対応がよくできておまして、資格を取ったこの11名の方は非常によかったなと思っています。この11名の方が全国で活躍できる資格とは言うものの、地元で何とか活躍できる場があればいいなと思っております。また、今後将来的には民法改正等でこれまでに増しているいろいろな環境の子どもたちが出てくるわけです。そういった子どもたちに対応できるためには、またさらなる勉強が必要になってくると思われれます。であるならば、担任になる先生は、やはり有資格の保育士、正職員の保育士を当てるべきではないかと思うわけですが、この部分に対してはどういう考えでいますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

これは今現在も心がけているところではあります。しかし、もろもろの配置の中でそうでない部分は若干はあるわけですが、これはなるべく早くそのことについてはやはり是正をしていかなければならないという思いは持っています。

来年、さ来年ですか、中保育園の開園を待って、大体今考えているところの市のほうの保育園の整備計画といいますか、これが完了するわけでありまして、その中で保育士のまた配置も当然変わってくるわけでありまして、来年からはどろんこ保育園が開園されますので、この大木六の保育園の部分の保育士さんが、ある意味では市のほうの充実に充てられるという部分もありますので、そういうことをちょっともう少し時間をかけてそれはきちんとやっていかなければならないと思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

保育園も再編がもうすぐで落ち着くわけですので、そこら辺を待って市の配置のほうを充実させていただければと思っております。

(5)に入ります。発達障害を含む全ての障がい者に対する幼保からの小・中への連続性のある教育の提供に入ります。先ほどからも答弁がございましたように、少子化の中、特別支援が必要な児童・生徒さんが増えているのが実情でございます。市内の小中学校を視察しますと、今の段階では特別支援が必要とされていますが、高い能力を持った子どもさんがその中に多く含まれていることがわかりました。このような子どもさんたちが将来活躍できるような支援が必要であると思っております。普通に高校をねらえるような生徒もその中には含まれております。将来の就職までを視野に入れた支援をすべきと考えますが、先ほども国の方針で個人カルテの導

入というのがありますが、そういった面でこの辺の支援、どのようになるでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

その点についてはなかなか踏み込んだ部分でありますので、教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

市長の答弁でもありましたように、現在南魚沼市は相談支援ファイル、それから個別教育支援計画というのを立てながら、発達障害をお持ちの方については対応しております。こういう流れの中で個別カルテという動きがありますから、これに移行していきたいというふうに思っています。

それで、南魚沼市の特色というか自慢なのは、特別支援担当の指導主事ということで学校教育課に配置して、それが子育て支援課でも柔軟に動いているということが1点と、もう1点は総合支援学校ができたということで、ここが特別支援の大きな相談の窓口になっているという部分でございます。この機能と今までできたこの支援ファイルを、発展的に有効に使ってまいりたいというふうに思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

担当課を横断したこういった連携がしっかり今、図られていることがわかりましたので、これを個別カルテにうまく移行させていただければと思います。

次、6番の質問に入ります。小中連携の学習支援と図書館の充実ということで質問してみたいと思います。私の以前からの一般質問の中で、校舎の一体化はしないが、小中連携は確実に進めていくという方針が示されました。八海中学統合により市内全ての中学校区が確定することにより、小学校から中学校への学習支援が、計画的にこれで進められるようになると思います。先ほどの質問者の答弁の中に小中連携の学習支援の内容として、家庭への啓発というところがあつたかと思いますが、小学生に対してはできることだとは思いますが、中学生に対しての家庭への啓発というのはちょっと難しいのかなという印象を持ったのですが、このあたりはどう考えておりますでしょうか。

○議 長 教育長でよろしいですか。

市長。

○市 長 教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

小学校ができて、中学校ができないということはありませんもので、今、家庭のほうへも家庭が居場所として安心できる場所こそ、子どもにとって大切ですよということも含めて、学校からと、実はこの22日に来年の高校の説明会がありますから、県立の高校ということで県からの案内文が行くのですけれども、ここ二、三年、私の教育長名で南魚沼市にこだわった会場と

日程を、3年生全保護者に配っております。その中にやはり保護者の考え方が重要ですよ。子どもにとって家庭学習のできる安心した環境をつくってください、ということはお願いで文書で配っております。以上です。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

小学校ができることが中学校でできないということはないという答弁、非常に心強く感じましたし、やはり子どもがまだ自立するには難しいかなという時期に、保護者の方々への啓発というのは非常に重要なことだと思っておりますので、そこら辺の対応もお願いしたいと思っております。

次に、この学校図書館の充実ですけれども、けさ新潟日報に非常によい記事が出ておりました。私もこれまで市立図書館と学校図書館の連携の重要性は訴えてきたわけですが、2年後には五十沢中と大巻中が統合を迎え、学校図書館の整理が非常に大変になってまいります。手書きの書籍管理は容易ではございませんし、2万冊以上の蔵書がこの2校にはございます。

将来、市が理想とする生涯学習としての図書館事業を充実させるためにも、市立図書館と学校図書館をつなぐ管理システムの導入がどうしても必要だと訴えてきたわけですが、先ほどは非常に前向きな答弁をいただきました。これまでの合併10年の経緯を見て中学校の統合であるとか、体育施設、その他のいろいろな整備を見ましても、非常に市長が頑張ってきているなと私も感じております。ここは来年度、本当に市長にここを期待していいのかどうか、もう一度だけお答えいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

私に期待してもらうことはありがたいことですが、ご承知のように私は来年度の予算の編成を手掛けるまでには至らないわけでありまして。先ほども答弁を申し上げましたように、平成29年度の事業化に向けて今、検討を再開しているということでもありますので、これについては私の判断ではなくて、次期市長の判断に委ねることだと思っております。私はやりたいと思っておりますよ。この職にあればですね、あればやりますが、ないようにしていますので、よろしく願いいたします。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

わかっていて聞いてしまったのですけれども。きょうの日報さんの記事を見ましても、本当に現場の努力というのが要求するだけではなくて、見られていて、それが各小学校、中学校に波及しています。ぜひ、この事業を事業化できるようにお願いをしたいと思っております。

それでは最後7番目の質問に入ります。小中連携によるキャリア教育の推進に入ります。県の教育委員会が進めておりますキャリア教育という言葉が、盛んに聞かれるわけですが、先ほどの市長の答弁はこの地の長を生かしながら、将来この地域に貢献できる人材を育てていくことではないだろうかということで、私も全くそのとおりだと思っております。

我が国は国土の大部分が山林と農地、そして海であります。世界的には人口が増加していくわけで、食糧問題が深刻化することがわかっているわけですが、しかしながら我が国が重要な産業である農林水産業の発展をみないのは、単に大学に進学して企業に入るということをよしとして地域のよさ、地域の資源を活用した産業を興すような人材を育成してこなかったからであると私は思っております。教育基本計画にもございます、南魚沼らしい教育とは何であるかを子どもたちに伝えていくことが重要ではないかと思いますが、最後にキャリア教育に対する考え方をお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 連続性のある幼保・小・中連携教育の実現を

まさに議員おっしゃるとおりでありまして、それが悪かったということではなくて、今までの日本の教育の部分の中では、そのことが功を奏してここまでの経済大国といわれる部分になりましたが、反面、今言われておりますのが、物で栄えて心で滅ぶという、そういう方向性が非常に顕著になってきているということでもあります。何ていいますか、社会道徳だとか、公共性だとか、あるいは社会的な規範だとか、こういうことが崩壊をいたしますと、いくら頭のいい子が育っても、学校の勉強のできる子どもが育っても、これはもう人材としては全然使い物にならない。どこかの知事さんのようになってしまうのですね。

ですので、これはやはりそこに働く、そして地域の基幹産業という部分を、どう自分たちで理解して、そこに付きたいと思うようなことをやはり我々もやっていかなければならないわけでありまして、特にこの農業、林業、これはもう本当に人間の命に直結する部分でありますから、こういうことをもっともっと実習等も組み入れる中で、当然学問もきちんとやってもらわなければなりませんけれども、そのキャリアという部分をきちんとやっていくことこそが、これからの日本の大きな進路を開くことになるだろうと思っております。

簡単に言いますとエンジニアをもっともっと育てるということです。昔からドイツはもう刃物職人ですか、こういうことが企業に勤めている皆さん方より相当偉いのだという、そういう観念を持ちながらやっている部分がありますから。日本もものづくりについては世界で超一流ということでもありますから、そういう部分にもっと子どもたちが誇りを持てるような、そういう教育の中での何ていいますかね、そういう雰囲気をもっと醸成できるような教育をきちんとやっていくべきだと思っております。

○議 長 質問順位 18 番、議席番号 24 番・関常幸君。

○関 常幸君 市長、議会初日の 4 選不出馬表明に、政治家井口一郎を見ました。翻って連日の東京都知事のテレビ報道には、ただ啞然とするばかりであります。

景観を大切にしまちづくりを

それでは、先に通告いたしました、景観を大切にしまちづくりについて伺います。平成 16 年に景観に関する法律が施行されました。これは日本のまちが金太郎あめで各地域の自然や伝統、歴史等に重みを置かないで、住宅やビルとか工場などの建築物を次々に建てられております。その地域の特色が失われております。それぞれの地域の自然、歴史等の景観や環境を求め

るよりも経済性が優先され、建築基準法、都市計画法に違反しない限り、どのような建築物でも建てられるというのが現状であります。

南魚沼市の図書館の設計にかかわったナグモデザイン事務所も、六日町の街並みは統一感がなく、混んとしていると話されました。諸外国からも日本は建築自由の国とやゆ、からかわれているわけです。やゆされる状況になっております。

さて、それでこれから魚沼地域の新たな中心としての発展が期待される八色原地域、八海山の越後三山とコシヒカリ、その調和のとれた景観を核に、医療、医と学、国際大学、北里学院、学とコシヒカリの農業をコンセプトに、健康をキーワードに。まちづくりを進めて今日に至っております。

魚沼基幹病院が開院して1年、関係する住宅等が増加し、交流人口も増え、人の流れも変わってきております。そしてメディカルタウン構想のもと、商業施設の建設やC C R CやグローバルITパークで、さらなる発展、交流人口の増が期待される地域であります。そこで、以下の3点について伺います。

1つとして、景観法のもと、平成19年度、平成20年の3月に南魚沼市は、県下で5番目だと思いますが、5番目として景観行政団体となりましたが、その取り組みの現状について伺います。

2つ目ではありますが、メディカルタウン構想等で八色原地域に進出する企業等への景観についての指導とか、連携等は現状どうなっているのか伺います。

3点目に、地元では自主的に景観を守り育てるような勉強会を行うに、行政の指導、支援は不可欠であります。

壇上からの質問を終わります。

○議 長 関常幸君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 関議員の質問にお答え申し上げます。冒頭のお言葉に関しましては、まさに身に余る光栄な言葉であります。実は昨日、関議員のブログを少しのぞかせていただきました。別に盗み見ではないですけども、ありがとうございました。

景観を大切にしまちづくりを

この景観法、景観条例、景観団体、このご質問でありますけれども、今、議員からおっしゃっていただきましたように、平成20年3月31日に景観行政団体となったところであります。この景観計画の策定につきましては、都市計画マスタープランへの位置づけ、あるいは都市計画の見直し作業との調整を図っていく必要があるというふうに考えておまして、平成28年、ことしの3月、都市計画マスタープランの改定を行ったところであります。このマスタープランでは、自然環境や景観と調和した歴史、文化を感じる都市の形成、これをまちづくりの基本目標ということに掲げております。この中で景観形成の方針といたしまして、自然公園に指定される山々と河川の四季の変化は、次期世代に残すべき重要な景観として保全や周囲の修景を図るということです。それから、田園集落の景観、冬の雪景色、これらの保全・活用を図る。

牧之通りや裸押合大祭などの歴史資料を生かす景観づくりを目指す。それから、スキー場のにぎわい景観や越後上布の雪さらし景観など本市特有の風土を生かした景観の保全を図ることとあっております。

現在、都市計画におきます都市計画決定道路及び用途地域の指定についての見直し作業を進めているところであります。この見直しが完了次第、景観計画の策定に向けて本格的に作業を進めてまいらなければならないと思っております。ちょっと遅々として進まないという部分もございましたけれども、一気に加速をしていければと思っております。

この策定に当たりましては、市民の皆様の合意に基づいた有意義な計画とするために、学識経験者、市民、関係団体の代表者、これらによります検討委員会を立ち上げて、内容を検討していくということになります。市民の皆さんからも広くご意見をいただきながら、進めていかなければならないと思っております。

2番の八色原地域に進出する企業等へのこの指導、連携についてであります。議員ご指摘のように、この地域は基幹病院、メディカルタウン、CCRC、グローバルIT、それぞれのものが今、進行しているところであります。当然ですけれども、自然環境の豊かさを保全していかなければならないと考えているところであります。

今、申しあげましたように、景観条例は未策定のところでありますので、この地域に進出する企業等に対して具体的な規制等の指導は今のところできておりません。しかし、都市計画マスタープランも景観形成をまちづくりの一つの大きな目標というふうに掲げておりますので、ここをきちんとご理解いただくということでもありますし、市内には牧之通り、あるいは毘沙門通り、そういう皆さんのように独自に景観形成に取り組んでいる団体もあるわけであります。これらの地域の方々と連携を図りながら、進出してくる企業等にこの地域は景観計画や景観条例はまだ未策定でありますけれども、地元には景観形成に一生懸命取り組んでいる団体があります、協議をしてくださいという要請をしております。今のところ二、三件この該当といえますか、こういう要請をさせていただいたところがございますので、よろしく願います。

地元のこの勉強会に対する行政の支援ということでもあります。今ほど申しあげましたように、景観ばかりではありませんが、特にこの景観まで含めたまちづくりとなりますと、地域住民の皆さんとのコンセンサスが非常に重要になります。その地区全体での合意形成がやはり不可欠だと思っております。そのために必要な行政支援を行うということは当然なことだと思っております。その支援の方法、必要な予算、これらについて検討していかなければならない時期であろうと思っておりますし、地元のほうからも一、二件そういうような具体的なお話もいただいておりますので、これらはできれば平成29年度予算の中で生かしていければ、という思いで今いるところであります。以上であります。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 景観を大切にしたまちづくりを

市長が言いましたように、このことについては非常に遅れているわけです。私がここで懸念するのは、今も実際にメディカルタウン構想で、多くの企業が進出してきています。1回建物

をつくると30年、40年になるわけです。そういう中で、今、市長が言いましたように、私どもの毘沙門通りでは、県と市の助成を受けて3期にわたってワークショップを相当の回数してきましたので、特に今の八色原地域のことなのです。それで、今、要請しているということでもありますけれども、具体的に、今ここにはひらせいさんとウェルシアさんが出てきますけれども、やはり今の色彩なのです。

例えば、ちょっと話になりますが、ここにテーブルマークさんが出てきたときに、非常に心配して、都市計に連絡しました。うちではしていない。魚沼市に連絡しました。そうしたらそのとき、テーブルマークさんと話したのです。そうしたらやはり設計士ですので、景観のことについては相当知っておられました。私どもが行政団体になっているということ。そういうことが地域からあると、私どもは非常に悩まないでつくれますよと言ってくれているのです。そんなことから、今の地域はこういう形で動いていますということを要請しているという話ですけれども、そのところはやはりもう少し具体的に話をしてやったほうが、企業の皆さんは非常に楽になると私は思いますよ。そのことについてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 景観を大切にしまちづくりを

それでは、担当のほうで具体的な相談と言いますか、要請内容について答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 景観を大切にしまちづくりを

今の指導の内容でございますけれども、現段階としては景観計画を策定していないといったような状況の中で要請という部分では、地元において景観に一生懸命取り組んでいる団体がございますので、ご相談していただければ大変ありがたいということで要請をしているという状況でございます。

景観計画を策定する段階におきましては、色等につきましてもさまざまな指定の考え方が出てくるかと思えます。この色の指定に仕方につきましても、また今後、地域の皆さん方といろいろと議論を重ねながらコンセンサス、了解を得ていただきませんと、今の段階からどのような色というわけにはなかなか、これは現段階では私どもの指導というわけにはまいらないといったような現状がございます。そのような中で地域の皆さん方の声に応えることができるような呼びかけを現在させていただきながら、景観に配慮した対応等についてお願いをするという形で要請をしているということでございます。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 景観を大切にしまちづくりを

そのところは重々承知しておりますし、現に毘沙門通りでも、全然法的にはないわけですが、話し合いをすることによってそういうのが醸成されていくのです。それで私のほうもことしに入って1月21日と全て都市計画課からも来ておりますが、景観と都市計画について勉強会をしたりとか、16日には県の中田課長からも来てもらって、中にも浦佐地域から見る

まちづくり。そして先般、勉強会ということで24日に八海山麓の皆さんと都市計画と勉強会をしているわけです。

そういう中でも今そういう進出業者が来ているわけでありますので、やはり私はそのこのところ、規制をかけるという意味では全然ないのです。よりよいまちをつくっていきましょう。そのことについて企業の皆さんも非常に一生懸命になっているわけでありますので、これからも、こういう勉強会を八海山の皆さんとしていこうということで合意になっておりますが、そういうのを、今、予算がなかなか——来年からつけていこうということでありますが、できればことし内に、やはりそういうのを予算がなくてもスタートしていかなければいけないのではないかと。

そこにそういう下地がこの地域にはあるわけでありますので、それらは景観計画をこれからつくるモデル地区にもなるとも思います。地元でこういうことをやろうと言っているわけでありますので、もう一步踏み込んで、入ってきてもいいのではないかと、というふうな気がしておりますが、そのことについてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 景観を大切にしまちづくりを

我々の立場としますと思いは同じですが、行政が指導、要請をするというのは非常に難しい部分もあるわけです。ですので、今、課長が答弁申し上げましたように、こういう団体の皆さんがいますから、そちらとよく話をしながらやってくださいというような要請はしているわけです。

そこで、予算という話ですけれども、今はまだ予算措置をしているわけではありませんが、どういうことにその予算が必要なのか。そこで、それは少しやはり皆さん方も考えていただいて、例えばコミュニティーの中でのこういうことなんていうのは、私は一番基礎事業ではなくて、その地域の活性化とかそういうことの中では使いやすい予算だと思っております。それをずっとやっていけということではなくて、そう緊急に必要だとか、そういう部分がもしあるとすれば。ですので、今はもう6月が終わりますから、9月の補正でやってもそれはもう、どういうことにどうしていくのかという部分が出てこなければ——これは予算がないからやれない、具体的な部分をお聞かせいただければ、ではどうですかと、こういうことでどうですかと。どうしても今、予算が必要だということになれば、それはつけられないなんてことは、私は全く申し上げているところではなくて、きちんと平成29年度からはそういうことはやはり対応していかなければならないとは思っています。今、それ以前にどうしても必要だということが、まだ私はちょっと実感として今わかっておりませんので、その辺はまた、この中でなくても結構ですけれども、お教えいただければと思うところであります。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 景観を大切にしまちづくりを

細かいところについてはこの場ではなくて。市長、何回も言うようでありますけれども、どんどんこれから進出が始まっているわけです。例えば、例として県がつくりましたあの看護師寮の色彩ですが、行ってみると、非常にマッチしない。景観ですのでいろいろな好みがありま

す。専門家の皆さんから見ても、あれ、と言う人もおります。例えばもう1つ事例を挙げれば、教育委員会ですけれども、学童保育、浦佐小学校の隣に緑になっていますよね。それらも本当に話し合われてなった結果であればいいですけれども、このようにどんどんこれからできてくるのです。調和されない色彩というのがです。

そういう意味で、私はできるだけ早く、できるところはやっていかななくてはいけない。それで今、地域づくり協議会、このことを今、中心になって、そこが今中心になって勉強会をやっております。当然予算的なこともあれば、そこを使ってやっていこうということでもありますし、人的な面からも、なかなか大変だなということでもっと主導的に、市長はこれはやっていこうということでもありますので、私どもも、まちづくり景観については話をしていきたいと思えます。

そしてもう1点、水の郷工業団地がご存じのようにブルボンが入って、第二期工事が始まるということで、あそこは魚沼市といえども八海山を望む八色原地域です。同じ一体だと思っているわけですので、ぜひ、そういう魚沼市との連携等々も、非常に大事になります。ブルボンがどういうふうな形の建築物をつくるのかというのは、基幹病院を挟んで、水無川を挟んで、非常に景観という面からは大切なのではないかなというふうなことを紹介しておきます。今の連携をいろいろな例でしておりますので、それは報告しておきます。

もう1点、これは都市計画から、私ども都市計と勉強会をしていて情報が入ったのですけれども、JRが浦佐駅舎が老朽化したから外装を塗りたいという話を聞いて、私どもは浦佐でワークショップのときに、浦佐の山から、八海山をのぞいたときに、あそこの白いのが非常に景観的に大変だなという方が三、四年前の話し合いのときに出てきたのです。そんな話をした5月31日の日に担当の皆さんから来てもらったら、東側のほうについては、ことしと来年、2年間で発注したから、それはもうとても変わらないけれども、西側のほうについては3年目からやりますので、ぜひ住民の皆さんと話し合いでその外装の色は決めたということは非常にいいことだろうと、上司に話をしておきます、というふうな形でできております。

本当に行政が中に入っていることによって、JRが、その後の結論は聞いておりませんが、その担当の方は、ではそういうふうな話をします。あそこに話が出たのは、ここに裸押し合いのこういう絵でもあったりとか、では西側とマッチした色は何なんだろう。いろいろな話し合いの中でどれがいいかというのは、私はワークショップで決められればいいですねと。私はそういうものがまちづくりだと思いますので、ぜひ、メディカルタウンの地域は、やはり早いうちに話し合いをして、まちづくりを進めるという意味での私の一般質問でありますので、最後に、いま一度市長のほうから景観とまちづくりについて伺いたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 景観を大切にしまちづくりを

その思いは十分理解しておりますし、市のほうも率先して取り組むべきところは取り組んでいくということではありますが、一番難しいのは、今ちょっとお話にも出ましたが、例えば学童保育の施設を、例えば緑色、それがあつた方とはとてもそこにはそぐわない、ある方はやはり温か

みがあつていいと。ここの合意形成というのは、条例をつくる際にも同じことが出てくるのですけれども、非常に難しい。ですから、それはそれとして我々も受け止めておきます。それから基幹病院の看護師寮については、私は今初めて、ああそういう問題があったのかと。これは何で県の皆さんはそういうことを理解しなかったのだろうかという話、ことは今思ったのです。

J Rについては伺いましたが、今まで私もそのJ Rがあそこの外壁ですか、全部塗りかえるなんていうのはつい最近聞いたばかりでありまして、そこに行政が入ったら少しは改善がされるよさだということですので、そういうことであれば、別に行政がしり込みしているわけではございませんので。

ただ、我々のほうからどんどんと仕掛けていくという部分については、どうしてもこの都市計画の今の用途地域の問題も含めた、これをきちんと整理してからでない、なかなか我々のほうからああしましょう、こうしましょうということがなかなかでき得ない状況です。必要の際はまずは呼んでいただいて、職員も極力そこに出席するようにすることでご理解いただければと思います。

要はあの牧之通りの皆さん方もそういう問題では非常にいろいろあったのですけれども、皆さんが統一した見解であなつたわけでありまして。その住民の皆さん方が今、私は毘沙門通りも含めて、あるいは八色原部分まで含めての合意形成がどこにどうあるかというのがちょっと私が自分でわかっておりません。というのは、基幹病院の建設に入るときに、やはりある方から、あそこへばかに高い基幹病院を——今はあれは9階か——建てられると、八海山や駒ヶ岳がよく見えなくなる。そんなことは止めると、こういう話もいただいたわけでありまして。しかし、それはいくら何でも、まあその景観も大事ですけれども、命のほうも大事ですからというようにちょっと議論した覚えがあるのですけれども、そういう問題が起こりかねませんので、行政としてやるべきことはやりますが、主導してやれる立場に今はないということだけご理解ください。

その条例をつくれればきちんとやる、そういうことであります。ただ、皆さんの要請にお応えをして、勉強会の中に行ったり、あるいは企業のほうに要請しろということであれば、それについては要請はちゃんといたしますので、よろしく願いいたします。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 景観を大切にしまちづくりを

ちょっと市長は勘違いしているのかどうかですが、今は、その基幹病院の問題。平成22年の景観モデル事業ワークショップ、そこは駅西の毘沙門通り、駅東前と大和庁舎の通りの皆さん、それから天王町地域の皆さん、あそこは浦佐まちづくり会議を立ち上げて——実行委員長が上村守さんだったのです。それで、そういう意見が大勢ではないのです。多分、色については、ぜひ相談をしてもらいたいですねと要望を出しているのですけれども、県はほとんどしなかったということを記憶しているがです。そういうふうな今の学童の緑という話をしましたけれども、それは色ですので、いろいろな方がおります。それが3回、4回とワークショップしているうちに落ち着いてくるのです。そういうのが私は大事ですよと言っているわけでありまして。

私も特に毘沙門通りをしていきながら、あの地域のところが非常に進出してくるということで心配ですね。この問題は、市長、私は一般質問で今回で6回、取り上げているのです。本当に進んでいないので、私はこうなっていると思うのです。だから、今の平成28年度のあれをつくらなければならないということではなくて、並行して、できるのです。地元で今そういう建築士の皆さんとか、企業の皆さんとか、そういう諸で景観をどういうふうにしようかという勉強会に、こうしていこうではないかというふうな気運が高まっているわけでありますので、ぜひ——市長からは一緒になってやっていくというふうな形で伺っているのですけれども、もう一度ひとつお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 景観を大切にしまちづくりを

そのことにつきましては、当初の答弁からも申し上げておりますように、都市計画マスタープランというのをつくっています。この中で景観形成をまちづくりの一つの大きな目標として掲げておりますということです。ですので、条例ができた、できないにかかわらず、この地域は都市計画や景観条例に、まだ未策定ではありますが、地元の方もこういう勉強会をつくって一生懸命取り組んでおりますと。ですので、きちんとした話し合いをしながら進めてくださいというところまで、踏み込んでやらせていただいているわけです。

我々は何度も言いますが、条例ができる、あるいは法律があるということでない、きちんとした規制はできませんので、その条例の制定に向けては、この都市計画の見直しの部分が終了すれば、もうすぐ終了しますから。これととても同時並行ではちょっと進められません。簡単にあっちはあっち、こっちはこっちでいだろうということで、そうではないわけでありまして、用途地域の見直し等も含めることは本当にこれは大きな事業の中であります。

その中には一緒に景観条例も含めて進めていけということ、これはちょっと無理がありましたので、この計画の策定の後、決定の後にその景観条例について、当然用途地域との整合性も図っていかなければならないわけでありまして、そういうふうに進めていきたい。その間はできる限りの行政としても協力といいますか、そういうことに配慮しながらやっていきますということを申し上げているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 景観を大切にしまちづくりを

押し問答になりますが、市長、今ここで景観条例をつくらうというのは、市も議会も、私が言っているのは、景観計画を策定する委員会をスタートしましょうと。景観条例をつくるには、私は四、五年かかるかと思います。そうですので、そういうところからスタートを早くしなくてはいけないということを、私は話しているのです。

私どもはワークショップの中で、平成22年12月に新潟の鳥屋野潟に市民病院ができましたがその市民病院のところに行って、市の方から、鳥屋野潟の自然、あそこも商業地帯でありますけれども、私ども勉強をしてきている。あそこも広告関係とか、建築物、本当に病院と自然と一体となった新たな開発地になっているわけですね。そういうふうな心配があるものです。

ので、地元ではぜひあのそういうふうな勉強会を立ち上げて、また市と一緒にやっていきますので、指導のほうもよろしく願いをして、質問を終わります。

○議 長 質問順位 19 番、議席番号 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 19 番、最後ということで、今、議長より発言を許されましたので、質問を始めさせていただきます。

質問に入る前に、元来、枕言葉というのは苦手な議員でありまして、ほとんどこれまでも言ったことはないのですが、きょうは一言、枕言葉を言わせていただきます。

6月6日初日、井口一郎市長、11月の市長選に不出馬という表明をいただきまして、感慨深いものがあります。一言申し上げさせていただければ、旧六日町、広域連合時代から、連合長としてその手腕を見てきたわけでございますけれども、折に触れてさまざまなそうした手腕のすばらしさと、ときに適切なお指導も賜り、本当に感謝をしております。一言この席をお借りしましてお礼を述べさせていただきます。

1 自治基本条例の制定について

さて、質問に入ります。今回は2項目です。まず、1項目目、自治基本条例の制定について。これについては平成17年12月であったか、1回一般質問で取り上げております。そのときには、まだ市民憲章が制定前でございまして、まずは市民憲章であるというような答弁をいただいた記憶がございます。あえて今回取り上げたのは、今のようないかなる情勢の中にあつては、この自治基本条例も少し検討してみる必要があるのではないか。また、議会のほうでも議会基本条例というのが必要ではないかというような議論もある。やはり南魚沼市、市の基本となるような条例について少し考えてみるべき時期ではないかな、というように思ったこともありました。

基本条例は地域課題への対応やまちづくりを、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのか、これを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例でもあります。多くの自治体では情報の共有、市民参加、市民相互の協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長行政等のそれぞれの役割と責任、当然議会の責務と役割も入ります。情報公開、計画、審議会等への市民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めるのが、自治基本条例であります。

1997年、大阪府箕面市こちらのほうで、まちづくり理念条例が制定されました。これが日本では最初と言われております。その後、徐々に増えてきておりまして、現在もなお制定に向けて検討を進めている自治体が多いということでもあります。この内容、仕組みについては、まず、まちづくり、これは市政運営であります。この方向性、将来像、そして市民の権利、これは生活権、市政への参加権、情報公開請求権等であります。市、これは首長、議会、職員、この皆さんの義務と責務、そして市民の責務、あるいは事業者の責務、住民参加の手続、仕組み、住民投票の仕組み、市民協働の仕組み、また、分野別の施策の方向性、これは基本でありますね。ほかの施策、条例との関係、この条例が市の条例の中では最高規範となると、そういう意味であります。そして改正の手続と見直しについて。というのがおおむね自治基本条例の内容を構成していくものになります。

合併後 10 年、行政当局、市長、並びに議会議員、さまざまな市の要職にあられる方々の努力によって、本当に一体感のある、融和のある市が形成されているものというようにも感じます。しかし、一方で、やはり遠くなったなど、市役所も遠くなったなど、そういう声も多く聞かれているのも現状であります。高齢社会化、こうしたものが進んでいけば、市民バス等の努力もありますけれども、なかなかおい、出ていけないよという、そういう声も聞こえる昨今であります。

ここで改めて、基本条例の制定によって自治の仕組みと原則、それぞれがどういう役割を担い、将来の南魚沼市をつくっていくのか、そうしたことをしっかりとお互いに理解し、認知し、協力し合いながら進めていく、これが必要ではないかなというように考えております。

10 年を経ての再質問になりますけれども、前回と違うところは先ほど言いましたように、市民憲章もでき上がっておりますので、10 年を振り返った中での市長の答弁を期待したいと思います。以上で壇上からの質問を終わります。

○議 長 腰越晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 腰越議員の質問にお答え申し上げます。前段ではまたまた大変どうもありがとうございました。何かそういうことをおっしゃられるたびに、どうもこの議会で退いたほうがいいのかという気になってくるのですけれども、もう少しお付き合いをお願い申し上げます。

1 自治基本条例の制定について

自治基本条例についてご答弁申し上げますけれども、議員ご指摘のように、この基本条例の制定については現在全国の自治体のうち 350 市町村程度が、まちづくり条例など何らかの名称で自治基本条例を制定して、その自治体の市民、議会、行政の基本的ルールを定めているようであります。

議員からは平成 17 年、平成 22 年、平成 24 年とこの自治基本条例のご質問をいただき、今回が 4 回目になります。前回のご質問の答弁で市民宣言などを検討してみましようか、というようなことを申し上げたところでありますが、それらも含めまして、議員ご承知のとおり、自治基本条例の目的は市民、議会、行政、この役割と責務、権利の明確化ということだろうと思っております。

確かに市民参画によりまして自治体の意思決定が行われ、よい方向に行くとなれば、これは大変有意義な条例であります。各自治体の部分をちょっと見聞させていただきますと、そういった面ばかりではないのではないかなという議論が、まあできてくるわけであります。

各自治体の自治基本条例の多くが前文を伴っております。市民との協働、市民参画によるまちづくり、地域の特性、これからのまちづくりの方向性、これは非常に有意義でありますし、大体ほとんどがこの前文はこういうことを書いてあるわけです。しかし、前文だけでこのままでよければということになれば、これは市民憲章とほぼ同じでありますので、特に自治基本条例として定める必要もない。

結局条文を、その後に具体的な部分を出さなければならないわけでありまして、そうしますと、ちょっと例を申し上げますが、まず市民の定義をどこまでにするか。外国人、通勤通学者、市内で活動している個人及び法人、こういうものまで全部含んでいるという自治体もございます。この広い範囲を市民としてまちづくりに参加する権利を認めております。そうなりますと、これは簡単に言いますと、全くその市にただ通っているというだけの皆さん方が、市民としての権利、これらについて相当の発言権を持つに至るわけでありまして、そうしますとですよ——これは除けば結構ですけれども、そういう部分があります。

それから、まちづくりというものについては、最大限尊重される条例として、まちづくりは本条例の理念に基づいて行われなければならない、こういうことをうたっているわけですので、最大限尊重される条例ということになりますと、本当に法律を除いた部分については、まちの一番上位の、上位の。

そこで、先ほど言いましたように、大変な問題が出てくるわけでありまして、こういう部分をどう市民として捉えるかということは、非常に難しいところでありまして、もちろん、市に、例えば我が市であれば、我が市に職を求めて、他の市町村から通勤していただいている方、あるいは通学をしていただいている方、こういう皆さんだっって市に全く貢献していないということではないのでしょうかけれども、それを市民と捉えるかどうかということになりますと、非常に大きな問題がある。

しかし、それを排除するということになりますと、これもまたヘイトではありませんけれども、そういう部分がある。いろいろ難しいということで、結論から申し上げますと、市民の持つ多様な個性、価値観、考え方、これを条例の中で、市民という大きなくくりで規定することは、非常に難しい。簡単に言えば不可能ということだろうと思っております。

南魚沼市がさまざまな宣言をしてまいりました、非核平和、暴力追放、東日本大震災発生時は経済活動を停止させないための「復興支援 自粛しない南魚沼市宣言」、あとはつい先般、10月に行いました「スポーツ健康都市宣言」これらいろいろあります。こういう中で、先ほどもちょっと触れましたように、市民憲章という部分を持っておりますので、ここにまた屋上屋を重ねるがごとき基本条例、自治基本条例ということが必要なのかどうか。これはまだ私も十分にそこを認識していないわけでありまして、必要だという認識をですね。まあ皆さん方の中で、議会の中で、市民の代表者であります市議会において十分またご議論を、もっともっと議論をしていただきたい。

観念的には非常にいいように聞こえますが、ほとんどが今の法律や条例の中で、本気になってやろうと思えば全部やれることを、わざわざもう一度基本条例、自治基本条例という中にうたい込まなければならないという、その問題もあろうかと思っております。今のこの中ではなかなか私がそこに積極的に踏み込んでいけないということ、ご理解いただければと思うところでありまして、お褒めいただいたのに、あまりつれない答弁で申し訳ございませんけれども、以上でありますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 1 自治基本条例の制定について

どうも最近、一般質問をしても予想どおりの答えが返ってくるので、何か張り合いがないという部分もあるのですが、自治基本条例について再質問させていただきます。

今ほど答弁にあったように、反対論は確かにございます。市民の範囲はどこに置くか。あるいは住民投票はどこまで認めるのか。そういういろいろな反対論があるのです。賛成しているところを、政党で言うと社会民主党ですよ。私は社会民主黨員ではないですし、全く違う考えということ、立場にあるものですが、あえて申し上げますと、やはり市民の範囲をどこに置くのかというのは、これはいわゆる扱う問題についてそれぞれ違ってくるだろうと思います。

やはり、この地域で例えば勤めておられる方々のいろいろさまざまなお考えを聞く場合には、当然市外からの通勤者も含まれるでしょうし、また、あるいは住民投票でこの問題についてはどうだろうと。市長のお考えであれば、例えば環境上問題がある施設をつくるとか、住民の意見を参考に聞いてみたいというようなケースの場合、やはり住民投票に諮って見て、住民の意見をお伺いするというのも大切ではないか。言いかえれば、それをやること、それをやるために、やはり行政は行政の考え、あるいは議会は議員としての考えをしっかりとまとめた上で、市民への説明責任を果たすという、そういう仕事が今よりもより重要になるであろうと。逆に市民が市民の判断を仰ぎたいということであれば、市民も何でも反対だと、そんなのはだめだというようなことではなくて、やはりしっかりと今の市の将来とか事業の内容を考えた上で問われていることに対してしっかりと答えを出すと。そういうことの、やり取りが民主主義の進歩になるかと思っています。

市長、ご存じのように、日本の地方自治というのは、戦争に負けてアメリカにもらった民主主義なのです。地方自治二元代表制、いろいろ言われていますけれども、基本はアメリカ合衆国にあるのですよね。そういったことも考え合わせていくと、じゃあ、アメリカ合衆国で住民投票はどうかと、やられているでしょうね。そういうある意味、永住外国人参政権の問題であるとか、さまざまな反対する理由、これは保守系のほうからですが、あるのですけれども、やはり基本は自治の向上というか、自治の実力向上というか、地方自治のですね、そういうことが目的にあると思うので、この条例というのは、本当に1からこれとこれだけにつくってやっていこうではないかと。当然、市民憲章、市民憲章に準ずるものであろうというように考えた中で、あるいは上位法である地方自治法と日本国憲法、こういったものに準ずる内容になるわけでありまして、本当に最低限の、やはりお互いに協働で市、市民、議会、さまざまな事業体、そうしたものが協力して、しっかりと南魚沼市をつくっていこうという、そういう理念的なものでもいいと思うのですけれども、これは結構使える部分はあれば、これは結構使える部分はあるのではないかと。あまり広く深く考えないで、そういったものを必要ではないかなと。本当に何十条も必要ないわけで、5条、6条くらいでもいいかもしれないです。そうした、検討もしてみたいかなというように思うのですが、ちょっと反論もしましたので、答弁を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 自治基本条例の制定について

この条例に私が、徹底的にこういうことはもうやるべきではないという考え方ではないということをご理解いただきたい。しかし、どこをどう見ても既にもうほかの部分でやっていること、あるいは宣言をしていること、こういう部分が非常に多い。何ゆえ、ここに住民自治の基本条例というものを作成しなければ、南魚沼市が何に不都合が出るかということが、どこに不都合が出るか、あるいは障がいがあるかということが、私にはわからないということ。これが例えばあるから、このことが絶対スムーズに行けるようだとか、例えばですね。まあまあこれは何か物をつくるとかという意味ではなくてですよ。先ほどちょっと私が触れました次の課題の中で、もっと我々も当然努力しなければならないのですけれども、一般の市民の皆さん方が行政という部分に関心を持っていただくと、そこをきちんとやっていきたいという話を申し上げた。

この基本条例をつくって、そういう効果が見込めるかと言いますと、ちょっと私も失望しておりますのは、南魚沼市の例えば市歌をつくりました。これは別に皆が歌ってくれと言っているのではないのですけれども、せめて市の歌ですから、何かのときにはちょこっと、一般の市民の皆さん方がそれを口ずさむようになってくれればいいのですけれども、まあほとんど知らない。今、学校の子どもと先生が知っているくらいですか。あとは議員の皆さんと私か。市の職員も含めて。議員の皆さんも全てがご存じかどうかわかりませんが。

これは、例えば条例として書き物に出したから、市民がころっと変わるとは——我が市民ばかりではないですよ——この状況の中で思えないものですから、そんなにでは何を目指して屋上屋を重ねるがごとく、そういう条例をつくらなければならないのでしょうか、というのが、まだまだ疑問として解けていないということなのです。逃げるようですが、これも、次期市長がどう考えるかわかりません。議会の皆さん方がまた改選後にどう考えるかわかりませんので、やはりもう少し全体的な、特に議会の皆さん方からは、この部分についてももっともっと議論を深めていただければ、大変ありがたいと思うところでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 1 自治基本条例の制定について

市の歌、やはりこれは感覚的な問題なので、聞いていいかどうかという、いろいろ個人によって、感覚が違うだろうと思いますので。県の歌もあるわけですし。県の歌があるということ自体、私は知りませんでしたし、そういう本当に皆さんが日常口ずさめるようなね、きれいな歌であればいいのかなど。今の市歌が悪いというわけではございませんけれども。

私自身、その自治基本条例が必要かどうかということについては、常に自問もしています。市長と同じような考えも当然持っているわけです。ただ、2回目の質問で申し上げたように、最初は10項目くらい内容について述べましたけれども、でも本当に市、行政、それから議会、そして市民、一般市民、そして各事業体、こうしたものが、やはり協働してやっていこうとい

うみたいな、市民憲章よりもう少し具体的なものがあれば、これはあらゆる面でPRに使えると思うのです。

やはり、市議員をやっているならば、例えば自分の思いを書いたもの、自分の考えを書いたものを出すときにも、市はこういうものを持っているのだということが言えるわけです。私の仕事は議員だからこうです、市民の皆さんはこうです。一生懸命考えてください。そういったくらいのものであってもいいのではないかとこのように思っています。

先ほど、どなたの議員でしたでしょうか、市民の反応として何でも反対とか、よく考えて反対しているのだろうか、よく内容をわかって反対しているのだろうかという、そういった疑問も感じる機会もたびたびあるわけですし、そういった意味ではやはり行政事業に対する認識、これを深めてもらうということも市としては重要な仕事であろうと思います。また、議員としてもそれをしっかりと認識しながら市民と考え、市民に説明し、考え、またよりよいものをつくり上げていくという、そういう中で基本となるようなものがあればよろしいのではないかなというように思っております。1番を終わりました、2番に行きます。

2 地方公営企業等の経営及び将来像について

地方公営企業等の経営及び将来像についてということでご所見を伺いたいと思います。総務省が平成26年8月、公営企業の経営に当たっての留意事項について、これを関係自治体に通知しております。公共サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、あるいは人口減少に伴う事業縮小、または料金収入の減少、こうした問題を抱えながら公営企業体の経営環境というのは、非常に厳しさを増しているということが、まずうたわれております。

そして、各地方団体においては、公営企業の経営環境に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められる。そして、この中の公営企業の計画的経営の推進に関する事項、ここにおいて中長期的な視点に立って徹底した効率化、経営健全化に取り組むための基本計画である企業ごとの経営戦略の策定を求めています。これについては、本年1月の通知においては、経営戦略のひな型様式も載せて、経営戦略策定ガイドラインとしても総務省は示されております。

一方、総論的には今の内容で入るのですけれども、公立病院についてはまた別にガイドラインが設定されています。平成27年3月末日付、総務省自治財政局長名、公立病院改革の推進についてという名前の通知でございますけれども、この中に新公立病院改革ガイドラインが示されています。ここには、改革プランの策定を平成27年から平成28年度にプランを策定しなさいと。平成32年までの期間を対象としています、などということが書かれております。また、この中では経営改革については、幾つかの項目に分けてガイドラインが設定されておりますが、指標関係、医療の機能等の指標、経営指標にかかる数値目標の設定、経営形態の見直し、医師等の人材の確保と育成。これはこのほかにもたくさん上げられておるのですけれども、私はこの辺が一番重要ではないかなと思って今出させていただきました。そういった背景を考慮した中で、今回非常に簡単な質問ですけれども4項目を上げさせていただきましたので、所見を伺いたいと思います。

まず1番、地域医療における大和病院及び城内診療所について。これには医師及び看護師の不足が恒常化している中、マンパワーの集中を図るべきと、そのように一般的には考えられると思うのですが、大和病院及び城内診療所の今後の方針について何うものであります。質問していただけますけれども、既に各議員の質問の中で大分市長のほうで答弁されている内容もございません。時間の都合もありますので、そこのところは市長のお考えでご答弁ください。

2番、下水道特別会計の企業会計への移行による水道事業会計との統合はあるのか。普通に考えますと、市民から考えますと、水道料金の、水道の利用量に従って料金を払う、それにまた準じて下水道料金も設定されている仕組みになっております。普通に考えればこの2つの事業は統合したほうがより効率的に、また市民サービス、利便性も高まるのではないかなというように考えられるわけがございます。そうした意味での質問でございます。

3番目として、将来展望。この1番目、水道及び下水道事業の民営化について。総務省のこの通知にもあったのですけれども、テーマとなるのが、人口減少が進んでいく中でのダウンサイジングに対応する広域化。そして、民間の活用、民間経営手法の導入、こうしたものが上げられております。

そうしたところを鑑みて、この質問になるわけなのですけれども、水道及び下水道事業の民営化、民営化により人件費などのコスト削減、あるいは水資源の利用拡大、下水道汚泥の肥料化等の活用ですね。それから料金の引き下げ。こうしたものを目的として民営化していくという、検討してみないとわからないと思いますけれども、そういった方向での検討するお考えがあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

病院事業。この間、病院関係については、数字は申し上げたくないですけれども、一時借り入れ20億円というかなり厳しい状況での運営をやられております。それへの対策としてですけれども、一概に指定管理者制度であるとか、民営化がいいとは私は思っていません。ただそういった経営形態の変更について、どのように考えておるのか。そのところを今の市の考えをお聞きしたいという意味であります。所見を伺いたいと思います。

4番目、水道事業及び病院事業の経営計画について。これは再三質問も申し上げましたし、3月定例会の予算の審議についても市長に質問申し上げ、6月から9月の間でこれは出すよというような回答も、答弁もいただいておりますし、また、佐藤議員の質問にも答弁されておりますので、答弁もよろしいかと思っておりますけれども、一応答弁ください。

5か年程度、あるいは5か年から10年くらいになるかと思っておりますけれども、事業計画及び財政計画を策定し、PDCA管理、アメーバ管理と言われておりますけれども、あれに近いようなものであらうと思っております。目的とやるべきこと、やった結果のチェック、そしてその結果に対するアクション、これをしっかりと日常の中で回して行って、大きなPDCAが完成するような、そういった管理を期待しておりますし、これをしっかりと導入して、患者へのサービスの向上も含めて計画的な管理をしていく必要があるかと思っております。ご答弁をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市長 2 地方公営企業等の経営及び将来像について

登壇します。腰越議員の質問にお答え申し上げます。

地方公営企業等の経営及び将来像の中での、まずは地域医療における大和病院及び城内診療所ですが、これはきのう、おとといもお答えしておりますように、大和病院は現状の40床は、基幹病院が開院して1年たつわけでありましてけれども、これはどうしてもやはり必要だという方向を確認させていただいたところであります。残された問題は、ではそれをどう建てかえるのかとか、位置がどうだとかということになりますが、これはきちんと堅持をしていかなければならない。ただ、将来的にその病床が、その部分が必要がないとなれば、それは縮小がある。あるいはこれを増やすということはなかなか無理ですけれども、例えば市民病院のほうとの調整の中で大和がもっと増やさなければならぬとかそういうことがあれば、それはそれでまた柔軟に対応していくものだと思っております。この大和病院の現状をきちんと発展的に維持していくということでもあります。

城内診療所につきましても、今この地域からこの医療機関を除外するというについては全く考えておりません。これは高橋広巳先生、まだ50歳代の方であります、まだ正式に職員として採用——採用するつもりなのですけれども、先生のほうが少しここで経過を見させてくださいということでやっていただいております、非常に今好評であります。この先生がこうしていただけるので、当然ですけれどもこのまま維持をしていく。

しかし、この常勤医が、全く見つからない状況になったときどうするかというのは、この後の問題もありますが、これは例えば指定管理、あるいは民間に委託、お願いをする、民間に売り払うとかです——売り払うという言い方は失礼ですが、売却をしてきちんとやってもらうとかという方法も考えなくはございません。以前にはこれは民間ということにはなるかならないかわかりませんが、厚生連との協議も進めたこともありますので、城内診療所ですね。そういうことも含めて医療機関として、きちんとここに存続をさせていくということについては変わりありませんので、お願い申し上げます。

2番目の下水道、水道事業関係の統合ですが、下水道につきましては平成31年度中の公営企業会計移行を目指して今、資産台帳の作成、条例・規則これらの整備、それからシステム整備、この作業を進めております。これは両事業の統合につきましては、適用されます根拠法、あるいは事業認可が異なっております、公営企業、しかも公営企業の独立採算の原則も含めると、統合、これは会計も全て統合するというにはちょっと至りませんが、しかし、この下水道事業の公営企業会計移行時に合わせて、部、組織の再編による合理化は、あるいは民間委託が可能な部分はそれを行っていかねばならないと思っております。

下水道課と水道課を統合して建設改良担当、あるいは施設維持管理担当、業務関係担当、上下水道料金センター、簡単に言えば、これはそうするという事ではないですけれども、そういうことを視野に入れながら、再編についての検討は今しているところであります。

将来展望としての水道及び下水道の民営化であります。水道事業につきましては、施設の有効活用、経営効率化の観点ということで、広域連携、官民連携、民間資金活用、こういうこと

も含めて多様な経営手腕を検討しているところであります。

下水道につきましては、総務省のほうで企業会計への移行、経営戦略の策定を行った団体に対して、交付税を重点的に処置をするということの中で、これは、あめとむち的な手法でありますけれども、経営の健全化、効率化への取り組みを促しているところであります。

それで、この下水の資源の有効活用につきましては、今年度中に流域下水道六日町処理区におきまして、消化ガス発電施設が稼働する予定であります。ただこれは肥料化につきましては、汚泥に含まれます重金属類これらの処理が困難であるので、堆肥化、飼料化については考えていないということになります。

ですので、全て民営化、100%民営化ということは非常に難しいことがありますけれども、しかしどこまで民営化ができて、効率的な経営ができるかということは、常に模索をしていかなければなりませんので、経営戦略策定の中で民営化の可能性については、きちんと研究してまいりたいと思っております。

病院事業の指定管理制度、民営化であります。これは今の病院といいますか、医療機関の中で、指定管理とか民営化ということが少しでも考えられる部分については、城内診療所だけあります。中之島診療所はもう指定管理でありますので。今の市民病院、大和病院を民営、あるいは指定管理とする考えは今のところ全く持っておりませんので、よろしく願い申し上げます。

最後のほう、答弁がいないということではなかったのだ。失礼いたしました。

経営計画であります。水道事業、これは今年度中に計画期間を10年以上とする経営戦略の策定を予定しているところであります。それから、市民病院のほうでは、これは勝又議員のご質問にもお答え申し上げましたように、ゆきぐに大和病院でアメーバ経営を試行導入しているところでありますので、これらの経過等を確認しながら、こういう部分が市民病院にもある程度、効果的であろうかどうかと、こういうことも含めて効果的である場合はそういうこともきちんと導入しながら、市立病院群全体にできれば広めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、総務省の公立病院改革ガイドラインに基づきましての新改革プランを策定する準備も今年度は進めておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 2 地方公営企業等の経営及び将来像について

答弁をいただきました。最後の4番の質問の中で病院についての経営改革の答弁が、聞き漏らしたのでしょうか、なかったように思ったのですが、まずそれをお願いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 地方公営企業等の経営及び将来像について

一番、最後のほうで、総務省の公立病院改革ガイドラインに基づき、新改革プランを今年度策定するというので準備を進めているということであります。ただ、今年度にはできるかどうか。今年度はそういうことで進めているということです。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 2 地方公営企業等の経営及び将来像について

イメージしている経営計画というのは、それぞれ各病院がどのくらいの患者数を目標として見て、簡単に言えばですね、そして、どれくらいの収入があり、そしてこれは毎年言われている会計の内容と同じことですが、どのくらいの費用がかかり、結果がどうであったか。それを今後5年もしくは10年は厳しいと思いますけれども、5年くらい先を見たものを出してくださいということです。当然、恐らく一般会計からの繰り入れというもの、これは当然に繰り入れるべき内容以外にも必要であろうかというようにも判断しているわけです。そうした財政関係のものをどうやって運営していくのか。それについても5年くらいの見通しを出したらいかがですか、ということはずっとこの間、お願いして提案申し上げているわけですが、そうすると病院の経営動向の先が見えるわけです。

病院についてのプランについては、やはり内容的にそれよりも大きなもので、ちょっと違うかなと思うのですが、地域的な経営計画についてしっかり出すべきではないか。それに基づいてPDCA管理をしていくべきではないかというふうに考えるのですけれども。そのように3月議会でも質問してきたつもりですし、今の改革プランでは、ちょっと納得できる答弁ではなかったもので、もう1回お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 地方公営企業等の経営及び将来像について

こと、市民病院につきましては、建設時から病院医療対策室のほうで2回、3回確か皆さん方に、経営計画的なものについてはシミュレーションという形でお示しをしたところであります。大体、開院後5年、医療機器の償却が終わるまでは、非常に厳しい。しかし、ここが通過をいたしますと黒字化が見えてくるということを申し上げて、今そこに入っているわけですが、

これは、去年の11月にオープンいたしまして、そして今や患者の処理——処理といいますか、新しい経営体系に移った中での、まだまだ安定的に職員が、あるいはお医者さん方がきちんと腰を据えて、この改革プランを作成だとか、将来像の計画策定、見通し、これらに携われる状況では今までなかったわけですが、今年度については何とかその新経営改革プランも含めてきちんとやっていきましょう、ということでもあります。

ですので、再三私も申し上げてまいりましたが、財政的な面について、議員がさっきおっしゃいましたが、一時借入金の限度額が20億円、これは早急に解消してやらなければならない問題だというふうに認識をしております、その財政処置についても財政と病院側のほうで、一度に出したほうがいいのか、いや、そうでなくて、年間5億円くらいずつやっていったほうがいいのか。

うちのほうの出す部分のほうの問題もありますから、私はいつでも出せと言っているのですが、そうない袖は振れないと言われるので、当然であります。それは別にして、そういうことも含めて検討を進めているところであります。こういう部分がある程度皆さんに

お示しできるのは、まあやはり年度内ぎりぎりくらいか、もしかすると新しい年度に入っていくのかもわかりませんが、いずれにしてもなるべく早くこういうことは見通しを立てて、また皆さん方のご協力を仰ぎたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 2 地方公営企業等の経営及び将来像について

年度内に提出される改革プランの中に、私が申し上げているような5か年の経営計画、財政計画というようなものも含まれてくることを期待したいと思います。

それで、公営企業の経営戦略とかをお伺いしましたが、こういった分野については、先ほども申し上げましたが、いわゆる民間の活力の導入、あるいは民間的な経営手法の導入、あるいはもう民間にやってもらおうと、そういったことも当然考えるべき時代に入っているのだなど、それを認めざるを得ない。

本当であれば公共がみんなやってほしいのですけれども、全て役所でやってほしいのですけれども、なかなか無理な時代に入ってきた。これはもう保育園も同じであります。あといろいろな給食であるとか、いろいろな各施設などでお出ししている給食等もそうですし、もういろいろなところで民間事業、民間の事業者の導入というのが進められている状況です。

市長にお伺いしたいのは、私はこういった分野については、もう民営化するのも問題ないと。どんどん民営化した中で、より効率的、そしてよりよいサービス内容に変えていってもらいたい。それはひいては市民負担の軽減につながるのであれば、一向にやって構わないと、私はそういうふうに考えます。

ただ、やはり水道であれば、安全な水を24時間供給するであるとか、あるいは病院事業であれば、なかなか医師・看護師の数などの問題もありますけれども、医療給付が必要な、救急に必要な市民には、患者本位で、患者の身になって診てくれるその医療機関があってほしい。そういった基本的な、運営管理といいますか、そういうところはしっかりとやはり行政が見ていかなければならない。

現場で頑張るのは民間で結構です。その中で民間がまた市民との接触の中で、しっかりサービスの向上を図ってもらえばいいと思うのです。そのように考えるのですけれども、市長、今後、こういった公営企業はまだまたほかにも、さまざまに民営化していく部分もあるのですが、民営化はすれども、民間にお任せすることはすれども、これだけはしっかりやるというお考えがあらうかと思っておりますので、その点を最後に聞きたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 地方公営企業等の経営及び将来像について

今、我が市で持っております公営企業関係と言いますと、病院と水道。これにいずれ下水道が入ってくるということではありますが、これにつきまして、全てもう市が関与しないで、さっぱり全部民営化ということは考えておりません。今、議員がおっしゃったように、水道はまさに命の水を守るという部分でありますし、24時間365日いつでも必要なわけですから、これは。考えれば下水道も同じですね。飲む水は全部身体の中で消費されるわけではなくて、やはり排

出しなければならない。その処理も含めた下水道というのは、これは本当に水道にも勝るとも劣らず大変重要な社会的なインフラ。

病院はなおのことです。地域住民の皆さん方の命と健康を守ることですから。これを例えば全てもう全部どうぞと。経営が成り立たなかったら撤退していただくなどということは、とても考えられるものではありませんので、ある程度の一般会計からの繰り出しも覚悟をしながら、この部分の重要な部分については、きちんと行政、いわゆる公立、公で守っていくべきものだと私は思っております。部分的にはいろいろ民間、民営と言いますか、民間に委託する部分は、これは出てくるのは当然ですけれども、基本的な部分は、これを私は行政が、公が放棄してはならないという考え方があります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

○議 長 これで散会いたします。次の本会議は、あす6月17日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後2時51分〕